

令和6年大崎上島町議会（第2回）定例会会議録（第1号）

1 令和6年6月11日大崎上島町議会定例会が大崎上島町役場に招集された。

2 出席した議員は次のとおりである。

1番	閑田大祐	2番	森若  厳
3番	渡辺年範	4番	浜田幸造
5番	尾尻康二	6番	進藤雅通
7番	水橋直行	8番	森    ルイ
9番	上青木  至	10番	信谷俊樹

3 欠席した議員は次のとおりである。

欠席なし

4 会議録署名議員は次のとおりである。

4番	浜田幸造	5番	尾尻康二
----	------	----	------

5 職務のため会議に出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	宮地丈彦	書記	岡田愛子
--------	------	----	------

6 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は次のとおりである。

町    長	谷川正芳	副町長	小田  博
教育長	佐々木智彦	総務課長	坂田  誠
企画課長	竹下良二	税務課長	平道龍二
住民課長	亀井成美	会計課長	岡田貴美
福祉課長	川野義彦	保健衛生課長	川本亮之
地域経営課長	三村竜也	建設課長	藤原通伸
下水道課長	下川  昇	教育課長	山本秀樹

7 議事日程及び付議事件は次のとおりである。

第1	会議録署名議員の指名について
第2	会期の決定について
第3	諸般の報告について
第4	一般質問

8 会議の経過は次のとおりである。

午前9時00分 開会

○議長（信谷俊樹君） おはようございます。

ただいまから令和6年第2回大崎上島町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

○議長（信谷俊樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において浜田幸造議員、尾尻康二議員を指名いたします。

○議長（信谷俊樹君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月17日までの7日間にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、会期は7日間に決定しました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和6年2月から令和6年4月までの例月出納検査の結果報告書が提出されています。

朗読は省略して、報告を終わります。

○議長（信谷俊樹君） 日程第4、一般質問を行います。

一般質問は、お手元にお配りしたとおりの通告順に行います。

質問時間は1人1時間以内とし、関連質問は認めないこととなっております。

それでは、水橋直行議員の発言を許します。

水橋議員。

○7番（水橋直行君） おはようございます。

本日は1件、地域猫活動についての質問をさせていただきたいと思います。

この本質問なんですけど、今地域猫活動、動物愛護の観点等々から一生懸命活動されている方を否定するつもりの質問ではなく、もうちょっとちゃんとしっかりしたルール化した上で、活動がもっとしっかりできるようになればいいなという思いでの質問をさせていただきたいと思います。

通告どおり、そのまま本文を読ませていただきます。

広島県では、広島県地域猫活動ガイドラインをつくって、この地域猫活動を推進しています。国も、ガイドラインをつくるなどして推進しており、全国的に人と野良猫が共生していくために有効な方法と考えられ、取り組まれていますと広島県のホームページ、地域活動ページを見ると書いてあります。

すみません、マスクを外させてもらいます。

これに準じて、大崎上島町で活動推進を行っているのだと思うのですが、ちゃんと理解ができていなかったり、ただ単に餌を与えていたりした結果、トラブルや苦情を多数聞く機会があります。そこで、現状とこれからの対応について伺いたいと思います。

現在島内の地域猫活動の箇所は。地域猫に対して行っている補助内容と実態は。ルールを守れない場合の対応は。現状のフリー状態での活動支援では実際に被害に遭っている方へ配慮も補償もないと感じるが、このまま続けていくつもりかということを確認させていただきたいと思います。

○議長（信谷俊樹君） 保健衛生課長。

○保健衛生課長（川本亮之君） 水橋議員の質問にお答えをいたします。

まず1点目でございますが、島内の地域猫活動の箇所ということでございますけれども、現在、広島県が承認しております箇所は、東原下、本郷、向山、大串、古江、小原、片浜2か所、大西2か所、原田2か所の合計12か所でございます。各地区よりの地域猫活動への協力要請依頼に対し、広島県——広島県動物愛護センターですが——が承認をし、登録されているものでございます。

次に、地域猫に対して行っている補助内容と実態についてでございますけれども、本町においては、広島県との協力体制の中で、地域猫として広島県に登録した猫に限り、去勢手術のための動物病院への搬送を保健衛生課で行っております。

猫の増加抑制のための去勢手術費用については、広島県動物愛護センターで全額支出をいただいております。また、去勢手術のために捕獲した猫などに対して、ノミ、ダニを除去するための薬を広島県の全額補助で町が購入し、地域猫の管理者に必要なに応じて現物支給をしております。

そのほか、必要に応じ、広島県動物愛護センターから猫の捕獲器を借用し、去勢のための猫の捕獲等に地域の責任者へ貸出しを行っている現状がございます。

続きまして、ルールを守れない場合の対応につきましてですが、地域の住民の方よりふん尿被害や物品の破損などの報告がございましたら、広島県動物愛護センターに情報を共

有しまして、地域猫に指定されているかを確認し、指定されている場合は代表者に改善のお願いをします。

町としては、強制的な根拠規定がないため、被害等が出ていることについての改善のお願いとなりますけれども、地域猫を承認している広島県においては、現地立会いによる改善指導、勧告、承認番号の取消しを行うことができるということを聞いております。

最後に、現状のフリー状態での活動支援では実際に被害に遭っている方への配慮も補償もないと感じるが、このまま続けていくつもりかという質問でございますけれども、地域猫活動には各種被害があった際、明確な補償などの対応などの記述がなく、地域猫による被害があれば代表者の方に現状をお伝えし、地域の方々としっかりと協議していただくこと、また現状の改善をお願いすることしかできない現状がございます。

野良猫被害につきましては、町が周辺に餌やり禁止などの注意喚起の掲示物を掲載、また啓発することも可能であるとは考えております。

しかし、地域猫活動につきましては、これ以上野良猫を増加させず、ふん尿や物損被害を減少させるための活動という位置づけの中、今後も広島県地域猫ガイドラインに沿って、広島県とともに活動のサポートを続けていきたいと考えております。

あわせて、町の地域猫活動を支援する根拠として、広島県地域猫ガイドラインを基に、広島県動物愛護センターと協議しまして、町として今後のサポートの在り方などについて協議をしていくことも大切であると考えております。

以上でございます。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○7番（水橋直行君） ありがとうございます。

地域猫活動に関して12か所、今現在、県が指定しているという話でしたが、この地域猫活動、一番最初が平成29年に1か所、地域猫の地域としての指定を行って、それから昨年度までどんどん増えていった上で12件になったんだと認識していますが、これに関してですが、その地域猫に登録する上でのルールというか手続なんですが、先ほど言われた県のガイドラインに沿って指定するとすれば、地域住民への説明も不可欠だと思うんですが、今の大崎上島町の実態としては、班長以上の許可があれば、班長以上というのが班長と区長の届出があれば、県のほうに一応こういう届出がありますよという橋つなぎをするのが町の立ち位置だと思っているんですが、手続としてはこれで間違っていないか。

○議長（信谷俊樹君） ちょっと待ってください。

保健衛生課長。

○保健衛生課長（川本亮之君） 手続といたしましては、原則、町を通して申請していただくことも可能なんですけれども、直接広島県の動物愛護センターに登録をすることも可能ではあります。

ただし、県にしても町にしてもですが、地域の代表者、もしくはその地域に精通した方の協力なしでは地域猫活動としては認められないという認識でございます。

以上でございます。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○7番（水橋直行君） 今の確認というのが、地域の方が地域猫活動の指定をされとるというのを知らないケースが多々ありまして、そういう方々から猫をどうにかしてくれえっという依頼が来るんですが、その都度地域猫の活動範囲なのかそうじゃないのかを確認した上で、活動してない場所も多々あるんですけれども、活動拠点として登録されているにもかかわらず地域の方が知らない場面も多く見受けられると思うんですけれども、その辺の地域住民へ対しての説明等々というのが、少なからずガイドラインを見る限りはちゃんとかこういう活動をする方がしっかりやる、行うということになってますので、町が関与しとる、してないという部分でいうと、認定する上では関与されてないようなので、そこまでは分からない、推奨するとか指導する程度のことなのかも分かんんですが、そんな感じの県へ対しての許可みたいなのが出とるという思いでいいですか。

○議長（信谷俊樹君） 保健衛生課長。

○保健衛生課長（川本亮之君） 地域猫活動の前提といたしまして、誓約書のようなものは出すんですけれども、これの地域猫活動の実施については、地域住民に継続的な周知活動及びトラブル発生時に責任を持って解決するという文言が入っておりますので、そちらに沿って県も承認をいただいとるという認識でございます。町としては、トラブルがあった際には助言という形で直接団体には通知をしております。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○7番（水橋直行君） その署名というのは団体の方ですか、区長ですか。

○議長（信谷俊樹君） 保健衛生課長。

○保健衛生課長（川本亮之君） 現状は、地域をお世話をしている方が区長の下に最低3名おりますので、その方に情報の提供はさせていただいております。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○7番（水橋直行君） 頭数がもし分かれば教えていただきたいんですけども、一番最初に登録された場所っていうのが平成29年に1件あるんですけども、ここの地域猫に関してなんですが、このガイドラインを見る限りなんですが、猫っていうのは野生で生きてると四、五年が寿命と書かれてあります。放置しとったらどんどん増えていくよというのも書いているんですが、実際に地域猫活動で、去勢をしながら猫を増やさない活動だと僕は思っているんですけども、この平成29年の場所について、もう5年以上たっているんですが、まだ何頭か残っているのでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 保健衛生課長。

○保健衛生課長（川本亮之君） 片浜区が平成29年4月に申請をされておりますが、こちらについての現状の頭数については把握はできておりません。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○7番（水橋直行君） 分かりました。

これはちょっと質問の中には書いてなかったやつなんですけど、これからの実際に地域猫活動をした上での成果という意味では、今後もちよっと数も確認していただけたらと、これはお願いとして思います。

の中でなんですが、地域猫活動を実際にされていて、しっかりルールを守ったっていうのが、餌を与える場所、ふん尿する上でのトイレの場所等々を設定をすることで管理をして、去勢もしてって猫の数を減していくっていうのがこの活動の趣旨だと思うんですけども、その中でなんですが、そもそも論としてなんですけども、この地域活動としてそういう活動をしない場合には、地域の猫が増えてきて、猫にごみをあさられたり、ふん尿、鳴き声による迷惑、感染症の流行など様々な問題につながるとガイドラインにはQ&Aで書いているんですが、今、町のごみステーションって全て扉がしてますので、基本的にはちゃんとごみの捨て方のルールを守りさえすれば、ごみをあさられることはないという認識なのですが、その上でふん尿や鳴き声、感染症、この感染症に至っては僕の知り合いの方なんですけども、猫を飼われている方がその地域猫活動もしくは野良猫、どちらかだとは思いますが、一応範囲としては地域猫活動区域の地域なんですけども、網戸を蹴破られて中に入ってきて、飼い猫に対してかなぐられて破傷風っていうんですか、もう顔がただれてしまって半年ぐらい病院に通いましたっていう事例もあったりするんです。

ということは、感染症のおそれがすごい多大にある猫が、野良猫、地域猫にかかわらず

そこら辺に歩いている可能性が大いにあるということだと思っておりますけれども、今現在、大西港、町の玄関としてフェリー乗り場があるところなんですが、多数の猫が見受けられます。この場所に関しては地域猫活動場所ではないのですが、近所の人話を聞くと餌をやっている方がいるよだったり、これは個人で何か去勢をするためにというか、去勢をして放っているという話を聞いたんですが、実際僕も活動している方が猫を大量に捕獲している姿を見ましたので、地域猫活動の場所ではないですが活動実態があるというか、実際に活動されていたという実態があったりするのですけれども、そういう町の玄関先でルールを守らない動きをした上で、感染症、もしかしたら病気とか菌を持っている可能性のある猫を放している実態が実際にあるのですが、これはルールにのっとった方法なんですか。

○議長（信谷俊樹君） 保健衛生課長。

○保健衛生課長（川本亮之君） 大西港の件につきましては、恐らくですがトラップ・ニューター・リターン、TNR活動というものであると認識しておりますが、こちらは猫を捕まえて去勢をして元いた場所に戻すという活動でございますけれども、これも猫と共存するという中で、一つの手段ではあると思います。

しかし、地域の方と十分協議し、認識いただいた上で活動を行っていかねばトラブルも大きくなるということございまして、片方の主張だけではなかなか地域において受け入れ難いということも出てくると考えます。

猫を守りたい側、また猫に被害を受けている側、どちらもこれ以上猫が増えて困るという思いはお持ちだと思います。地域の様々な特性も踏まえて、しっかりと相互で話し合いをしていただいた後に、今後の地域としての猫の取組について考えることが必要ではないかと考えております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○7番（水橋直行君） まさに先ほどの答弁のとおりだと思うのですけれども、片方の意見のみで、かわいいから動物愛護の観点から餌をあげるじゃとか面倒を見るっていうのは好きな人の目線であって、嫌な人も多々いるとは思いますが、その人の目線には立たない一方的な目線の愛護活動だと僕も思います。

実際、僕も動物を飼ってますので、動物がかわいいというのもそのとおりあるし、地域猫活動を実際やっている方、知り合いもいまして、すごい献身的にやってる方も知ってま

すので、この地域猫活動を、先ほども言いましたが否定をするという気があるわけじゃないんですけれども、この地域猫活動に関して、地域猫活動として動いてないにもかかわらず、地域猫活動をちゃんとせえとか、全くしていない地域で猫を捕って捕り物帳になったんじゃない、餌をやっているんじゃないとかというていう主張をされる方がおられたりするんですが、こういう方に対して、実際それで役場のほうにもそういうクレームが来たという話を聞いたこともあるんですけれども、そういう人に対しての対応っていうのは何か決まったようなというか、どのような対応をされていますか。

○議長（信谷俊樹君） 保健衛生課長。

○保健衛生課長（川本亮之君） 現状、本町としましては、広島県のルールにのっとった地域猫活動に関して、まず積極的にサポートをさせていただいた現状がございます。

TNR活動に関しまして相談があった場合は、広島県の地域猫に登録をしてくださいますというようなお話はさせていただきますけれども、それ以上はなかなか突っ込んだ話はできてないのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○7番（水橋直行君） その地域猫の登録についてなんですけれども、これはよく耳にする、よくと言うたらちょっと語弊があるかも分かりますが、耳にする話で、あそこは地域猫活動をしようけん、猫はあそこに連れていきゃあ面倒見てもらえるよっていう声を聞いたりします。

実際に、地域猫活動登録数以上の猫がおることがあるという、活動区域においてでもという話を聞いたりすることがあるのでございますけれども、実際に地域猫活動を始めると、一応建前上は猫が減っていくはずなので、増えることはないと思うんですけれども、この増えた猫に関してさらに登録を増やすことも可能なのでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 保健衛生課長。

○保健衛生課長（川本亮之君） 地域猫に登録する際に、全ての猫がすぐに去勢をされるということではございませんので、地域猫に登録してしばらくの間で猫が妊娠をして増えるという可能性がございます。そういった場合の追加については、登録ができると認識しております。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○7番（水橋直行君） ということは、子猫だったらできる可能性がある、成獣であれば

登録はできないという認識でええんですか。

○議長（信谷俊樹君） 保健衛生課長。

○保健衛生課長（川本亮之君） 成獣につきましても、地域猫に登録する際にどこかにまた逃げていたものが帰ってくる可能性もございますので、そういったことも含めて、ちょっとそちらについては動物愛護センターに確認をさせていただきたいと思います。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○7番（水橋直行君） ちょっと待ってください。飛びました。すみません。

今、地域猫に関してですが、予算をつけて、地域猫に登録された猫に関しての去勢に関する交通費は出すという話だったと思うのですけれども、これ実際に被害に遭われた方というか、被害に遭わないようにするための何か超音波か何かを発するような機械があって、それを被害に遭わないように配るとするか、申込みがあった方にある程度数を配ることができるようなのがあったと思うのですけれども、どのようになっていますか。

○議長（信谷俊樹君） 保健衛生課長。

○保健衛生課長（川本亮之君） 当初予算のほうに地域猫活動の対策として30万円の計上をさせていただいております。うち20万円につきましては、ノミ、ダニ等の除去に使用する薬を購入する現物支給を考えておりますが、また残り10万円につきましては、これは試行的にはなるとは思いますけれども、そういった超音波等につきまして発生する機械、そういったものを貸し出すようなことも検討はできるかと思いますが、いわゆる被害に遭われた方の対策のほうにつきましても試行的に——予算が10万円しかございませんので——実施をするということで、当初予算では説明をさせていただいております。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○7番（水橋直行君） ノミ、ダニに関しては、県からも出るように先ほど言うたと思うんですが、それプラス足りない部分は出しましょうという意味でよろしいです。

○議長（信谷俊樹君） 保健衛生課長。

○保健衛生課長（川本亮之君） ノミ、ダニにつきましては、全額県のほうから出るような形で、今予算計上させていただいております。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○7番（水橋直行君） 去勢についてなんですけれども、ネットを見ると県から去勢費用が出るのは年間700頭、今年からですか、去年からだったですかね、どちらか700頭、それまでが500頭だったと思うのですけれども、県全体で700頭では多分足らな

いと思うんですが、その足りない部分に関しては去勢できないまま、猫を捕獲してもそのまま逃すような形にしなければならないのでしょうか。予算がない以上、そうなるのでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 保健衛生課長。

○保健衛生課長（川本亮之君） 昨年度までの実績を見ましても、県のほうからの補助が全くもらえなかったという実績は聞いておりませんので、同等レベルでありましたら対応はできると考えております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○7番（水橋直行君） 何となくというか、大体活動としてどういうもんかというのは分かってきたところなんですけれども、今の被害に遭われた方、実際に僕が聞いたところで、車が傷まみれにされて数十万円、実際は80万円ぐらいと僕は聞いていますが、こういう場合であったりとか、先ほどの家の中に飛び込んできて飼い猫に対して傷をつけて破傷風のような細菌をうつされてみたりとか、庭で飼うような金魚を食べられるとか、鳥を食べられるとかという事例を聞いてみたり、やっぱり戸を蹴破ってきて骨董品を駄目にされたという話を聞いてみたり等々、いろんなその野良猫か地域猫かについて被害を受けた方々がいるのですけれども、そういう人に対しての補償というか責任はどこになるのでしょうか。特に、地域猫、管理されておる猫に関して。もしくは、すいません、これは後から聞きます。

○議長（信谷俊樹君） 保健衛生課長。

○保健衛生課長（川本亮之君） 被害の補償につきましては、現状では何もすることができないという現状ではございます。地域猫に関しては、地域の方にしっかりと寄り添って猫の保護をお願いするしかない現状でございます。

猫の物損被害等の損害賠償については、現状、町として損害を賠償する立場ではございませんが、各事例について詳細を確認した上で、地域猫を管理する皆様とお話を持つ機会ができればと考えております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○7番（水橋直行君） 後にしますと言うたのが野良猫の部分なんですけれども、今の地域猫に関しては、一応判例とかでもそのとおりの判例が出てましたので、予想したとおり

なんですけれども、野良猫の部分に関して、完全な野良猫というのであれば誰も責任の取りようがないと思うんですけれども、ルール以外の、ルールにのっとらずに餌だけを与えているような場合等々、管理しとるようなしてないような猫もいると思うんですけれども、そういうルールを無視した餌やりをしているような猫がいる場合、そういう猫が犯した罪においてはどのようになるのでしょうかというの、ちょっとこれは意地悪な質問だったので、最初にもう判例の答えだけでいうと、実際に餌をやっているからその人に責任があるというわけじゃ、地域猫と一緒に、ないのですが、当然猫にも責任を取る能力はないので、ないんですが、ルールを無視して餌をやっていること自体が違法行為に当たるとい判例も過去にあるようです。

の上でなんです、ここからちょっと町長にお伺いしたい部分なんですけれども、今いろいろルール上やってた上で、今、町の管理としてはできる範囲のことはやっていると思うんですけれども、基本この地域猫活動というのは県主体であって、町は橋つなぎのような状態で地域猫活動を推奨している状態にあると思うんですけれども、その上でなんです、しっかりしたルールを守って地域猫活動をやらせてもらう上で、この町にルールがないこと自体が僕は問題だと思うんですけれども、他の自治体においては勝手な餌やり、許可のない餌やりというか、もう一番最初に課長が言われたとおり、一方的な思いでの餌やり等々は、これほど無責任なことはないと僕も思うんですけれども、そういうのをちゃんと禁止する条例であったりとか、そういうのに反した場合の罰則が要るんであれば罰則、要らないんであればちゃんとしっかりと注意喚起ができるような体制づくり、町の体制づくりが必要と思うのですが、その辺について町長はどのように思われますか。

○議長（信谷俊樹君） 町長。

○町長（谷川正芳君） 水橋議員のご質問にお答えします。

そもそも地域猫活動の発端というのは、やはり餌やりというところから始まっていると認識しております。ですから、冒頭、担当課長からも説明があった中で、地域への普及という、啓発といったところが全町に対してというところではなくて、地域の区に対してというところでとどまっているようにあるという状況があると思います。

そういう意味では、やはり制約をするどうこうはどうしても条例が関わることではございますけれども、まずはその地域猫の活動がこういうことで今12地域で島内それぞれ協力をいただきながらやっているという事実を伝えることと併せて、そもそも猫に餌やり、それは猫だけではないと思います。ということで、動物愛護と履き違えるような形を取る

行為は、やはりまず注意喚起といったところから始めていって、その地域猫活動で今、県の下でというよりも一緒になってやっているところでございますので、その部分もぜひ普及をできるような形が取れば、おのずとそれ以外のところというのも収まってくるやというふうに考えております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○7番（水橋直行君） 地域猫活動に対しての普及活動というか、注意喚起というか、ある程度は見ることはあるので、多少はしているであろうとは僕も思っているのですが、せっかく動物愛護の観点からいいことをやりよるっていうはずのことなのに、ルールを守らずに、もう片方の思いだけを押しつけるような、今までの町報を見てでもですけど、地域猫活動が正としたようなうたい方をすごいされてあったり、この議会でも地域猫活動を否定する話もあったりもしますけど、すごい擁護する話も今まで過去にはあったと思うんですが、せっかくやりようの活動で、僕の耳には少なからず批判の数のほうが大多数多いんです。

っていうのが、やっぱりちゃんとした伝わり方がしてないのが一番だと思うんですけども、地域活動をされている側、されてない方も含めての中で、地域猫活動においてこういうことをしていると強く訴える方が、地域猫活動をしてない地域にもかかわらず、ここの地域猫活動の在り方がおかしい、こういうことを私らやっとするのによって言われてん方もおっつんです。否定的な話をされてくる方もおっつんですが、その今の啓発活動に関しては、もっとほんまに全町民に伝わるように、今、片方の思いでの、結果一言で言うと無責任な餌やりで終わってしまっようなことを活動と勘違いされてしまっている方々にも含めて、それに対するデメリット——メリットのほうが僕は少ないと思うんですけども——デメリットをしっかりと伝えられるような啓発活動を行っていただきたいと思います。

その上でなんですけども、これはちょっとした提案で、町が主体として動けることではないと思うんですけども、猫を好きな人、嫌いな人って、世の中当然これは各自の自由ではあると思うんですが、このガイドラインを見る限りなんですけど、猫も犬と同様室内で飼いましょうとかつなぎましょうとかというのが、環境省もそうですし、県も推奨しております。実際に、猫はよく家の中で飼うとストレスをためるから等々と言われてん方がおりますが、専門家の意見も一緒に添えられているのですが、猫を室内で飼う場合、囲って飼う場合、上下運動ができる状態にした上で、室内で囲ったところで飼いさえすればスト

レスをためないという結果があるそうです。

その上でなんですけれども、県内でも犬とかではよく聞く話ですが、NPOがまとめて管理した状態で、囲った状態で動物を保護してあげる、これは本当に保護活動だと思うんですけども、囲ってる以上、他人に迷惑をかけない状態にあると思うんです。の中で、今一生懸命活動されてる団体というか、12か所あるので12団体あるんですか、の方らもいろいろ協力してもらって、どっか大きな場所にフェンスか何かで囲うような形にして、例えばNPOのような団体で管理してもらおうようなところをつくってもらって、ふるさと納税を使うなり、そこに町のさっき言った予算をある程度入れるんなら入れるなりすれば、誰にも迷惑をかけずに、保護したい人もちゃんと保護ができる、迷惑をかけられる人たちもいない、結果として地域猫活動というのは、結果、猫を撲滅しようっていう活動に最終的には——野良猫をです——つながるような活動だと思うんですけども、避妊して数を減らすということはそういうことだと思うんですが、その中で実際に里親で引き取ってもらう人がいるとか、いろんな活動の中で交流も生まれてきて、悪いことは何ひとつないんじゃないかと思うんですけども、その辺の活動を町が推奨していくような動きを取ることで不可能でしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 答弁誰にしてもらおう。

○7番（水橋直行君） 町長に聞きました、すみません。

○議長（信谷俊樹君） 町長。

○町長（谷川正芳君） 水橋議員のご質問にお答えいたします。

将来的にどこまで愛護活動としてやっていくかというのは、町民全員の合意によって、かつそれを進めていく推進役の方との大きな対話の中で生まれてくるということが必要だと思っております。

今現在、地域猫活動、その県のガイドラインというのがある中でも、やはり対話というところがまだ不十分ではないかというふうに思って、一方的にこれが正しいということを主張し合うだけでは物事が落ち着かないという状態もあろうかと思えます。そういう意味で、区のほうでもお世話をしてくださって苦勞をなさってる区長さん方もたくさんいらっしゃると思います。そういった中で、対話という形でまず町が間に立ちながらでも、まずその話し合いをする場というものはつくっていけることは可能だと思っております。まず、そこからだと理解しております。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○7番（水橋直行君） ちょっと今、ぼかされて答えが見えないんですが、結果として町は場はつくるけど、推奨する気はないですよっていう意味で取ればいいんですか。今、答えがちょっとぼけとったんで、はっきりと。これからそういう推奨もしていきたいですねという意味だったのか、それともそういう場を、区長たちが話す場をつくるので、まずそこで話をしてもらってという、町は関与しないよってという答えだったのか、どっちだったんでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 町長。

○町長（谷川正芳君） まずもってという言い方をさせていただきました。将来的にその関わりが出てくるということは、可能性としてはあるとは思いますが。

ですから、まず今お互いの理解を深めて、地域の中で推進する、進めておられる方と、それと区のやっぱり区民の皆さんとの話合いというものがまだ不十分なところがあるかと思っております。それは、町として関わっていくということが必要だと思っております。

それを受けて、今後どういうふうな形ができるかというところは、先ほど水橋議員がお考えのことの中に出てくれば、町としても対応はしていくということは可能性としては出てくると思っております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○7番（水橋直行君） 今の答弁で言うと、たちまち関わるつもりはないということですね。まずもってっていうことはそういうことですよ。今後、問題が起きて、もっともっと大きな問題になってから入っていくということになると思うんですが、今の答弁だと。

まず、大きな問題にもう既になっていると思いますので、僕も先ほど一番最初に言わせてもらったとおり強制はできないと思うので、まず町が入って橋つなぎか、つなぐようなことができないですかねという質問をさせてもらったのに対して、まずもって団体さんと区とで話をさせてもらって、そのうち必要があったら町が入っていくという答弁だと思うんですけども、そんな悠長な事案ではないと思うのですけれども、今現状で地域猫活動をされている方、実際一生懸命やっておられる方があって、実際自分の中で今僕が言うたような話で、外に出たら迷惑をかけるからということで自分の家に引き込んであげて、自分の飼い猫として何頭も飼われている方もおります。ただ、限度があるので、個人でやる以上。10頭も20頭も飼えないと思いますが、それでも相当数を飼っている人がいたりし

ます、元捨て猫だった猫を。そうやって一生懸命やっている方々が、地域猫活動が悪として思われるような活動をしていると思われているような状況に、今現状もうなってきたと思います。

実際に、町が関わっているというのが、多少なりと予算をつけているので、被害に遭って、おまえら金出しよんじゃけん銭出せえというて僕も町側の人間として言われたこともありますし、静観してはいけないような事案だと僕は思うのですけれども。

先ほど言わせてもらったように、大西港、町の玄関と言われるようなところで衛生的に問題があるような猫が、しかも地域猫活動をされてない場所なので、野良猫です、登録もされてないので。野良猫が平然と餌やりの方がおってすごい数が増えていく状態にある、玄関口です。駐車場もあって、その上に猫が乗ってる姿も見たりします。そういう車に対しての爪での被害があったりするのが現状だと思います。せっかく活動している人たちにも迷惑がかかっていると思うのですが、町として、もう一度聞くんですが、早急に何らかの対策を打つ気はないでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 町長。

○町長（谷川正芳君） 関わらないというふうに聞こえたのならば、非常に私としては意が違っております。

といいますのは、対話からというのは全てのどのような事業でもそこが十分されることがまず第一だという意味で申し上げただけでございます。その形として、動かないかという意味では、実は動物愛護センター、県が今所管している中で、その動物愛護という視点で、犬は狂犬病法に基づいてあるけれども、猫はそれがないから何もできませんというのではなく、県、町を挙げてどういうふうな対策をしていくかということこれから県のほうにも申し上げながら、その申し上げる中で、地域の現状が今こういう形で協議をしている中でも、こういう状態でぜひ行政として力を出していかなければならないというものを、まず県にも訴え、また町の中でも、またこの議会の中でも答弁をさせていただく中で、新しい仕組みとして予算が必要ならばそれを出していくということは当然あり得るといふふうに申し上げ、何度もそれを同じことですけれども、繰り返しになりますが、お答えしているとおりでございます。

ですから、まずは対話を大事にして、区もどのように、区民も皆でどのように一緒になって考えていくかといったところも一緒になって、今苦労して地域猫活動をしている方に対しても、それに応えられることと、それと皆さらに一緒になってやることということが

あるというふうに、自分としてはよりよい話を持っていただければというふうに、町が間を取らせてもらいたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○7番（水橋直行君） 押しつけをせえという言ような意味で僕も言ようなわけじゃありません。対話が大切なのも大切だと思います。

僕が言うように、県のガイドラインを基に推奨している町というようなものがあって、先ほどから町長が何度も言われるように、団体の方、区の方と対話をさせていただいて、それを酌んでじゃなくて、まず町はどういうふうにしたいんかという方針は示さないと、空論での話はないと思うんです。まず、今起きている今のこの地域猫活動の現状に対して、直面しとる状態で町はどういうふうにしたいのか、予算をつけるつけないは後でいいんです。先ほど言うたように、予算をつけるかどうか考えるとかというのよりは、まずどうするかというのが必要なんだと思うんです。そのための、町の推奨で進んでいる地域猫活動だと思うのですが、区長や団体の方に任せるのではなく、町が主体を持ってしっかりどういうふうに解決していくかという姿勢が一番大切なんだと僕は思うんですが、それをこれから、もう何度言っても多分いつものパターンでやり取りはこのままのやり取りになると思うので、答弁は結構なんですけど、まずは町の姿勢をしっかり持って、今せっかく活動してくれている、一生懸命自分の時間を削りながらも活動して、町のためにとして頑張ってくれてる団体の方、区民の方に沿えるように、町の意味というものをしっかり示した上で、その中での対話ができる、その中でどういう対応ができるっていう方向性をしっかり早期に決めていただきたいというお願いをして、質問を終わりたいと思います。

○議長（信谷俊樹君） これで水橋直行議員の一般質問を終わります。

続いて、渡辺年範議員の質問を許します。

渡辺議員。

○3番（渡辺年範君） 本日は、大長一竹原間の高速艇についてということで質問させていただきます。

この件に関して私が通告をした後に、産経・総務合同委員会において、この件に関して詳しい説明がありました。合同委員会で報告された件に関しては、大崎上島町公共交通連絡協議会という方々が協議して、私が通告した質問に対してある程度結論を出しているような説明がされたので、私としては執行部が今のその協議会で話された状況をどの程度町

民に知らせてよいもんかどうかの判断がどの程度のもんかは私は分かりませんが、この件に関してなるべく町民に今の状況を知っていただきたいという意味で質問させていただいております。それを前提として質問をいたします。

大長一竹原間の高速艇は、大崎上島町町民の交通手段の一つとして必要なものとして継続されてきました。

しかし、島内町民の交通手段として、さんようバス、おと姫バスに加えてデマンドバスの運行開始により、陸上交通の便が充実されました。したがって、高額の委託料も必要なことから、町民の交通手段の一つとしての高速艇の運航がこれからも必要か否かを判断すべき時期が来たのではないかと考えます。よって、次のことを質問します。

その前に、ちょっと通告してないんですけども、大崎上島町公共交通連絡協議会のメンバーの方が分かったら教えていただきたいんですが。

○議長（信谷俊樹君） 企画課長。

○企画課長（竹下良二君） 渡辺議員の質問にお答えいたします。

今、メンバーのほうは手元に資料がないので、また本日議会が終わった後、ちょっと提出のほうをしますので、よろしくをお願いします。

○議長（信谷俊樹君） 渡辺議員、取りあえず発言者のそれを立ててくれる。ボードを立てて発言してください。

○3番（渡辺年範君） メンバー、詳しくは分かってないということなんですけども、この問題に関してしまなみ海運さんとかさんようバスさんとか、そういう交通関係の業者の方が含まれているんですか。その辺だけでも。

○議長（信谷俊樹君） 企画課長。

○企画課長（竹下良二君） メンバーの中には、今の公共交通機関の代表者の方は入っております。あと、県、国も入っておりますので。

○議長（信谷俊樹君） 渡辺議員。

○3番（渡辺年範君） 了解しました。

それでは、質問します。

町民の高速艇の利用状況と、2番目の高速艇の委託料は幾らかということを取りあえずお願いいたします。

○議長（信谷俊樹君） 企画課長。

○企画課長（竹下良二君） 渡辺議員の質問にお答えいたします。

1 問目の町民の高速船の利用状況でございますが、町民のみでの集計ができないため、総利用者数で回答いたします。高速船の総利用者数は、平成24年度は4万2,770人でしたが、人口減少に伴い利用者数は減少傾向にあり、令和5年度の総利用者数は2万990人となっております。この11年間で2万1,780人の利用者が減少しております。

2 問目の高速船の委託料でございますが、運行経費から営業収益を差し引いた欠損額を町が補助しておりますが、運航収支は赤字が続いております。平成24年、25年度の欠損額は約3,590万円でしたが、令和5年度の欠損額は約5,540万円となっております。この11年間で、利用者の減少や燃料高騰などにより約1,950万円の増加となっております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 渡辺議員。

○3番（渡辺年範君） ありがとうございます。

私の手元での資料としては令和4年の資料しかないので、令和4年の資料でちょっと質問いたしますけれども、令和4年度の補助金が5,360万円ということなんですよね。ほんで、利用者数が2万5,203人、2万人以上ということはかなり利用しているなどという感じはするんですけども、1日平均利用ですかね、2万5,523人を365日で割ると1日56人の利用者という数字になります。そして、この利用者は往復を使っているから、56人を2で割ると28人ということで、すなわち1日28人の方が利用されているということの数字になりますね。そして、5,360万円を28人で割ると191万4,285円、つまり1人約190万円かかっているという計算になります、私の計算上。ということは、表で見たらたくさんなるべく使っている人がかなりいるなどという数字に思えるんですが、実際に1人何ぼかかっているかという数字を見たら、1人年間190万円かかっているという数字になります。すごい数字だと思うんですけども、この辺に関して認識しておられましたか。

○議長（信谷俊樹君） 企画課長。

○企画課長（竹下良二君） 今、渡辺議員の算出根拠と、ちょっとうちが単純に出した分でいきますと、令和4年度でありますと、欠損額というか補助金が5,360万円、これと総利用者数が2万523人でありますので、こちら単純に割ったら1回当たりの負担額が2,612円、というのは日にちで言えば1回当たりというのは資料で持ってます。令

和5年度でいいますと、それと同じように計算しますと2,639円かかるというのも認識しております。

○議長（信谷俊樹君） 渡辺議員。

○3番（渡辺年範君） だから、それを365に掛けたら大方180万円から90万円という数字が出てくると思います。その認識で、押さえておられるということは分かりました。

それで、この高速艇の利用者として、鮎一竹原間の方が34%、全体の34%が鮎一竹原間を利用されているんです。それで、利用者が19人、一応往復を計算すると1日10人の方が使用されているという数字になります。

また、明石一大長間の利用者が29%ですか、利用者が16人で1日8人の方が利用されているということになります。それでいいますと、この鮎一竹原間、明石一大長間は垂水フェリー、白水フェリーという代替方法があり、明石一大長間は明石フェリーという代替の方法があります。それで利用をすると、それを代替を除けば1日大体10人程度の利用者、その代替する方が垂水フェリーじゃ白水フェリーを使ったり明石フェリーを使えば、残りは1日10人しか利用者がいないという数字になってきます。その10人のために5,360万円を使っているという物すごい数字になるんで、この辺のことを今まで計算されていたかどうかという、計算はされていると今課長がおっしゃったんで分かっているとは思いますが、これだけの費用がかかっているということに関して、次の質問をいたします。

高速艇でこれだけ費用がかかっていることで、ではさんようバスの補助金とおと姫バスの委託料、それとデマンドバスの委託料はそれぞれ幾らになるか教えてください。

○議長（信谷俊樹君） 企画課長。

○企画課長（竹下良二君） 渡辺議員の質問にお答えいたします。

さんようバスの補助金、おと姫バス、デマンドバスそれぞれの委託料でございますが、令和5年度のさんようバスへの補助金は、1,885万円でございます。おと姫バスの委託料につきましては、2,805万円でございます。また、デマンドバスの委託料につきましては、実証運行期間の昨年12月1日から3月31日までの4か月の間でありますが、939万円でございます。

○議長（信谷俊樹君） 渡辺議員。

○3番（渡辺年範君） 公共交通費の費用の推移ということで、やっぱり令和4年度の資

料しかないんですけども、課長がこの間示していただいたように、1億4,200万円かかっているんです。そのうち、陸上が4,700万円、海上が9,500万円かかっているんです。海上交通の9,500万円というのは、高速艇を除けばどこの会社にどの補助金が出てるという数字になるんですか。

○議長（信谷俊樹君） 企画課長。

○企画課長（竹下良二君） 海上交通のほうは、大三島ブルーライン、こちらのほうが1,901万円で、さざなみ2,053万円、安芸津フェリー167万円となっております。

○議長（信谷俊樹君） 渡辺議員。

○3番（渡辺年範君） 分かりました。

やっぱり大長一竹原間の高速艇が群を抜いて費用がかかっているということがよく分かります。

それで、海上交通はこれだけかかっているんですけども、デマンドバスが今年から増加するんで、私が聞いておいた数字4,700万円よりも1,000万円ほど余計かかるということで、5,700万円ぐらい、今度は陸上交通でかかるという数字になりますね。だから、もしこのままいけばまた町に負担がかかるということで、その点を押さえて、これから高速艇を私は廃止するというように書いて、廃止するに当たり呉市と何か契約があるのか、それともしまなみ海運と何らかの契約があるのか、ちょっとその辺のことを教えていただきたいと思います。

○議長（信谷俊樹君） 企画課長。

○企画課長（竹下良二君） 仮に高速船を廃止するに当たり、呉市やしまなみ海運との何らかの契約はあるのかというご質問でございますが、まず大崎上島町公共交通連携協議会においては、本町の公共交通の中で突出して町の赤字負担額が大きい高速船の運航休止について議論されてますが、廃止ではなく中止ということ踏まえて回答いたします。

高速船の運航に関しては、本町と現運航事業者であるしまなみ海運株式会社において年度ごとの協定を締結しております。高速船の運航に関して、呉市と本町との契約は一切ございません。

以上でございます。

○議長（信谷俊樹君） 渡辺議員。

○3番（渡辺年範君） 今、課長が運航廃止と運行休止と分けて使われたんですが、その

違いを説明してください。

○議長（信谷俊樹君） 企画課長。

○企画課長（竹下良二君） 先ほどの回答で申したとおり、今の町の公共交通連携協議会においては休止ということで話が出ておりますので、こちらのほうの言葉を引用いたしました。

○議長（信谷俊樹君） 渡辺議員。

○3番（渡辺年範君） 同じ意味なんですか、それとも多少違うところがあるんですか、その辺は。いや、この間の委員会で、説明ではちょっとニュアンス的に違うんだということを知ったので、この点に関してちょっと町民の方が知ったほうがいいんじゃないかという思いで今質問したんですけども。

○議長（信谷俊樹君） 副町長。

○副町長（小田 博君） 今の廃止と休止についてのみ、その言葉の意味についてお答えをいたします。

廃止というのは、もうその航路を全部廃止してしまうということでありまして、言葉のとおり休止というのは一旦休止をしておりますので、次年度以降、復活しようと思えば復活できるという、そういうふうにご理解していただけるかと思っております。

○議長（信谷俊樹君） 渡辺議員。

○3番（渡辺年範君） そういうやり方ができるんならベターだとは思いますが、分かりました。

それでは、呉市と明石フェリーが、明石フェリーに関しては呉市が全面的に補助金を出しておられると、高速艇に関しては大崎上島町が全面的に出していると、だからその辺のバーター契約で何らかの契約があるのかと思って、呉市との契約はありますかという質問をしたんですが、その辺は全くないんですか。

○議長（信谷俊樹君） 企画課長。

○企画課長（竹下良二君） そこは、高速船とフェリーとすみ分けしてお互いに補助金を出しているということで、契約はありません。

○議長（信谷俊樹君） 渡辺議員。

○3番（渡辺年範君） では、今までの議論を踏まえて、廃止じゃなくて休止するメリット、あるいはデメリットというのがどんなもんが考えられるか。

○議長（信谷俊樹君） 企画課長。

○企画課長（竹下良二君） まず、メリットは町として高速船への赤字補填額を陸上交通へ充当することで、デマンドバスの台数の増により町内全域の陸上交通の充実につながるものと考えております。

デメリットのほうは、高速船で移動する利用者にとっては、これまで高速船1本の移動からデマンドバス、フェリーを組み合わせた移動となることが考えられます。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 渡辺議員。

○3番（渡辺年範君） メリットは今言われたとおりなんですが、デメリットについても、デマンドバスの陸上交通が充実されればそんなに大きなデメリットではないという判断でされていると思います。

それで、今後デマンドバスを普及していくんだと思うんですけども、デマンドバスとおと姫バスの状況において、これから並行していくのか、それともデマンドバス1本に絞るのか、どのような計画があるんですか。何か思いがありますか。

○議長（信谷俊樹君） 企画課長。

○企画課長（竹下良二君） デマンドバスとおと姫バスは、各2台2台で運行してありますが、今後の交通連携協議会の中で、今のおと姫バスの利用者が徐々に減ってきてデマンドが増えてるというような状況をお示しして、その中でできれば将来的にはデマンド1本でいったほうが効率がよいんじゃないかというような資料をつくって、またあの中で議論してもらいたいと思っております。

○議長（信谷俊樹君） 渡辺議員。

○3番（渡辺年範君） じゃあ、結論的に今の高速艇を将来どのようにしようかと考えているのか教えていただければ。

○議長（信谷俊樹君） 企画課長。

○企画課長（竹下良二君） 高速船に関しましては、今運航事業者と話をしている中であって、もし今後今の運航事業者のほうも維持していくのが難しいというような状況になったら、業者のほうから休止届が多分運輸局に出されるので、そういったところの協議をちょっと詰めていきたいなということです。

○議長（信谷俊樹君） 渡辺議員。

○3番（渡辺年範君） 今の言葉で言えば、業者待ちという話なんですが、今の段階でその程度しか言われないんだったら、あえて聞きません。

さっき言うたように、協議会のほうも赤字というか負担額が大きいのは理解されていると思うんで、今後の協議会の会議に託したいと思います。

四十何回、もうされてるんですね。だから、月に一遍か二月に一遍ぐらいずっと続けているんで、すごいなと思ったんですけども、そういう意味において今後のことについて協議会に頼みたいと思います。その点について、なるべく早く結論を出していただくよう、協議会に言っていただければと思います。

終わります。

○議長（信谷俊樹君） これで渡辺年範議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

10時20分より再開いたします。

午前10時08分 休憩

午前10時20分 再開

○議長（信谷俊樹君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

次に、浜田幸造議員の発言を許します。

浜田幸造議員。

○4番（浜田幸造君） 今日は3問質問いたしますので、よろしく願いいたします。

第1問目は、木江港湾高潮対策事業の今後について説明を求めます。

県は、令和5年度に普通河川東川、砂防河川桜川、砂防河川地蔵平川の3本の河川が合流する河口、元木江商工会館前に、洪水時や満潮時に河川や海からの外水が逆流するのを防止するための水門、フラップゲートを設置しました。地域住民は、台風等による高潮の被害が減少されると期待をしております。

しかしながら、本施設の東側、信号機の沖になりますけども、そこに川が1本流れており、その箇所にもフラップゲートの設置と、その周辺の護岸が低いため胸壁コンクリートによるかさ上げをし、防潮しないと、地区（郷地区・宇浜地区）の低地域を高潮の被害から完全に守ることができません。今後も事業の継続実施を。今後の実施計画について聞かせてもらいたいと思います。よろしく願いします。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 浜田議員の質問にお答えいたします。

木江港海岸木江地区については、広島県の海岸防災事業で段階的に整備は進んでおります。令和6年1月にフラップゲートが完成いたしております。広島県に確認したところ、

当該地区については現況護岸が低く老朽化も進んでいることから、整備の必要性が高いと考えているそうです。

このようなことから、広島県の防災プランに整備実施箇所として位置づけられており、今後も整備の継続を予定しているとの回答でございました。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 浜田議員。

○4番（浜田幸造君） 郷区の住民は、昔から台風時には高潮等による被害に随分悩まされてきております。しかしながら、広島県が令和5年度でフラップゲートの設置により海岸防災事業に着手されたので、住民は一応安心しております。

先ほどの建設課長の答弁によりますと、木江港海岸防災事業の継続実施計画については、県も現地の状況を十分把握し、整備の必要性が高いと考えており、広島県の防災プラン整備実施箇所に位置づけられているので、今後も整備の継続を予定していることなので、事業が早期に完成されることを期待し、この質問を終わります。答弁は結構です。

○議長（信谷俊樹君） 浜田議員。

○4番（浜田幸造君） それでは、第2問目の質問ですけども、崩壊のり面の本復旧はということで質問いたします。

今年4月11日早朝に、県道大崎上島循環線の宇浜地区と岩白地区の境界辺りののり面が一部崩壊し、落石があり、道路交通が危険な状況にありました。しかし、県はすぐに応急工事でH鋼を建て、防護柵を設置しましたが、期間中は全面通行止めをかけて施工したため、3日間は利用者、岩白地区の方には大変不便をかけておりました。このままだとのり面の亀裂が拡大し、落石による被害を受ける危険性が大きいため本復旧が急がれると思いますが、いつ頃になりますか。

また、宇浜区から岩白区、外表区の間は道路が狭い上に道路舗装の傷みがひどく、道路交通に支障を来しています。特に、人、自転車等を含む二輪車等が転倒する危険性が大きいため、以前から地元から強い要望があると思いますが、安全で安心して通行できるよう、路面舗装の早期改善を望みます。今後の方針を聞かせてください。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 浜田議員の質問にお答えいたします。

4月に発生した県道大崎上島循環線の落石については、広島県の応急工事により落石防護柵を設置しております。県に今後の計画について確認したところ、現場の状況から早急

な対策が必要とは考えていますが、現在はまだ年度当初であり、本復旧についての予算が確保できていないことから、現時点ではスケジュールは未定との回答でございました。

そのため、本復旧工事の時期は決まっておりませんが、今後、原因調査を行うとともに予算を確保し、現地の測量等を実施し、どのような対策が有効かを検討して、対策が決まれば地権者など関係者と協議、そして本工事予算の確保など本復旧作業の対策を行うことになるそうです。

次に、宇浜地区から岩白区、外表区の県道の道路舗装補修については、整備が必要と認識しております。町としては、広島県へ落石対策の早急な本復旧工事とともに、県道の道路舗装補修について要望してまいります。

○議長（信谷俊樹君） 浜田議員。

○4番（浜田幸造君） 今、建設課長の答弁では、県は現場の状況から早急に対策が必要と考えているが、年度当初であり、本復旧についての予算が確保できていないことから、現時点ではスケジュールは未定ということだが、予算が確保出来次第、早急に本復旧に向けて道路交通の安全性を確保してもらいたい。

また、宇浜地区から岩白区、外表区の県道大崎循環線の道路舗装の整備については、町のほうも整備が必要と認識しており、県道大崎上島循環線の道路舗装補修について継続して強く要望していくことなので、早急に道路舗装を補修整備することにより道路交通の安全を確保してもらいたい。答弁は結構です。この質問を終わります。

○議長（信谷俊樹君） 浜田議員。

○4番（浜田幸造君） 3問目の質問ですけども、大崎隧道の照明を明るくということで質問いたします。

島内に、大崎隧道（県道大田木江線）、恋路トンネル（県道大崎上島循環線）、大崎上島トンネル（町道沖浦本郷線）にトンネルが設置されていますが、明るさがそれぞれ違います。

令和4年度、令和5年度で大崎隧道と大崎上島トンネルの照明の更新工事を行いました。大崎上島トンネルは改善され明るくなりましたけども、大崎隧道は更新工事前と変わらず、現状は暗くて、特に昼間、両入り口から入った瞬間に暗く感じ、運転がしにくいです。このままだと事故を起こす危険性が高いので、早急に県と協議し、トンネル内の照明を明るくしてもらいたいと思います。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 浜田議員の質問にお答えいたします。

大崎隧道の照明については、広島県の道路事業設計要領に基づき、道路トンネル照明設備の計画設計に当たっては、道路照明施設設置基準・同解説を基本とすると規定されております。

広島県に確認したところ、トンネルの基本照明は、トンネル1本当たりの日交通量が1万台未満の場合は50%低減できるとされており、県道大田木江線の日交通量は、県の設計調査の資料で1,235台であることから、50%低減しているとの回答でございました。

設計基準は満足しておりますが、利用者の意見を踏まえ、照明の低減率等、トンネルの明るさについて県と協議してまいります。

○議長（信谷俊樹君） 浜田議員。

○4番（浜田幸造君） 今、建設課長の答弁によりますと、トンネルの基本照明は日交通量により決まってくるということで、現在の明るさは設計基準に沿って設計されていて、設計基準は満足しているが暗いので、利用者の意見を踏まえ、トンネル内の照明については明るくなるよう県と協議していくということなので、県に今後強く要望して、ぜひトンネル内を明るくしてもらいたいと思いますので、よろしく願いいたします。

これで私の質問を終わります。

○議長（信谷俊樹君） 答弁はいいですか。

○4番（浜田幸造君） はい、答弁は結構です。

○議長（信谷俊樹君） これで浜田幸造議員の一般質問を終わります。

次に、森若 徹議員の発言を許します。

森若議員。

○2番（森若 徹君） おはようございます。

本日は、2問ほどお聞きします。

まず最初に、町道大久保線改良工事について。

令和3年当初予算で、総事業費1億3,000万円、長さ320メートルで計画した理由を伺うと、いつも上組区と白水区を結ぶ大切な生活道路という答弁が返ってきます。私が思うには、生活道路というものはあまたの人が利用して初めて生活道路だと思います。今現在、畑耕作者3名しか利用してなくて、それも改良工事の長さは、隧道の長さが54メートル、合わせて320メートル、それより先の山道の改良は考えていないとの答弁で

ありましたが、課長が考えている生活道路というものはどのようなものか、まずこのこと  
をお伺いしたいと思います。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 森若議員の質問にお答えいたします。

まず、隧道を含む320メートルの改良で、それより先の山道の改良は計画にないとの  
答弁については、隧道部分が道路幅員が1.9メートルと特に狭いので、この部分を拡幅  
できれば、上組区と白水区を結ぶ道路全体が車道として利用することができるという考え  
に基づく答弁でございます。

それから、生活道路については、町民の日常生活に密接に関わる道路であり、自宅から  
主要な幹線道路である県道や役場等、公共施設などを結ぶ役割を果たすものと考えており  
ます。

そして、生活道路の整備は、町民の安全・安心な交通の確保を目的としており、通行に  
支障を来している箇所について、地区の要望に基づき計画的に整備していくこととしてお  
ります。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） 生活道路の答弁については、なかなか自分の考えとはマッチせん  
とこがあったんですが、課長、確認しますけど、これ事業費が3年度が1億3,000万  
円、4年度が8,500万円、5年度になると1億6,000万円、事業費がころころこ  
ろころこのように変わるのはいかなる理由ですか。そのことをまず聞きたい。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 事業費の変更についてお答えいたします。

事業費というのは、当初考えておりますところ、概算で試算するものでございます。

当初はルートも決まってない状態で、建設課の予定ではトンネルの部分を拡幅するとい  
う予定で計画しておりましたが、いろんな意見からトンネルの保存ということに計画変更  
がありました。そのことから、事業費の変更がまず起こったこと。

それから、その後に道路のルートを考えるんですけども、道路のルートについて右  
案、左案、道路の延長が変わってまいります。道路の延長が変わるとというのは、現道に接  
続するというので、どこへ接続するかということで事業費が変わってくるということ  
で、去年詳細設計が固まったところでございます。詳細設計が固まると、本工事の予算が  
ほぼ決定できます。それまでは、構造物の形とか用地買収面積補償費とかが概算という形

で試算されておりますので、事業発進当時は本当に概算で、事業の詳細が決まっていくに従って少しずつ事業費が確定してくるということで、最終的には工事も入札により工事費が決まってくるので、決算ではまた変わってくると考えております。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 厳君） そうしますと課長、これは最初の計画では令和7年には終了する、予定では。それが5年度になりますと、令和9年になりました。この6年度の当初議会においては10年になるという。ということは、概算の総事業費というものも今の1億6,000万円というのが、それは何ぼになるかはっきり分らんね、課長。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 現段階の試算でございます。現段階では、その予算で工事が完了するものと考えております。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 厳君） ということは課長、10年になっても1億6,000万円できるといえることですね。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 今、令和6年でございます。令和10年までと言われると少し長いので、それは確定はできないと考えております。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 厳君） じゃあ、できないと。ほいじゃ、幾らぐらいと思っております、概算で。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 幾らぐらいという質問に関しては、物価高とかいろんな要素があります。その点では、私の能力では把握し切れておりませんので、ご容赦願いたいと考えております。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 厳君） 課長、ほいじゃもう一つ聞きます。

今現在、上組区の戸数と人口が幾らか分かります。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 正確な数字は把握しておりませんが、大崎上島町約7,000人と思っております。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） 答えになってない。

僕が聞いたのは、上組区の戸数と人口が幾らですかとお聞きしたんです。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 申し訳ございません。上組区ということでございますよね。

上組区については、戸数でいうと約40軒ほどと思っております。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） 戸数としては何ぼ。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 約40戸と思っております。

○2番（森若 徹君） 人口は。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 人口については、詳細は知りませんが、1人の世帯がかなりあると伺っておりますので、50人とかその前後だと思っております。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） すいません、ここに住民課長も座っておられますから、住民課長にお聞きします。上組区の戸数と人口は幾らおられます。

○議長（信谷俊樹君） 住民課長。

○住民課長（亀井成美君） 森若議員の質問にお答えします。

手元にちょっと詳細を持ってなかったもので、はっきりした数がちょっとお答えできないんですけれども、後でまた資料を提出させていただきます。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員、いらんことせんでもええ、後で答えるというんじゃけ。

○住民課長（亀井成美君） 私の、ごめんなさい。本当だ。

○議長（信谷俊樹君） 後で答えるというんじゃけ、後で答えて。

住民課長。

○住民課長（亀井成美君） 常任委員会での資料をちょっと提出したのがありますので、上組区、世帯が26、合計で51人ということです。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） ここに私が手に入れた資料と一緒に。じゃけ、中途半端なこと

は言わないようにお願いします。

それと、たった、今言うように50名足らずしかおらんのです。その方が、言ったように、生活道路というものは自分が言いますように、人が通行して初めて生活道路なんだ。この50名の方はほとんど年配の方なんです。そうすると、あの山道を通ることはほとんど考えられない。多分じゃないが、全部でいいぐらいパルディのほうへ抜ける、大田へ抜けるか矢弓に抜けるかと思います。

こういうものは、要するにやめたらええんです。公共工事というものは、そりゃ計画を立てたらどうしてもやらにゃならんと思うか分からんけど、無駄じゃと思うたら引き返す勇気も要るんです、分かります。それでどうしても、うちの財政は厳しいんです。それが分からんのかな。

ちょっと課長、これもう一遍聞くんじゃけど、ここにこれおたくの答弁にあるんよ。今の既存のトンネルが危険な状態になっているので、その横に今の規格、もう少し広い道路を開通させて、上組区から白水区を結ぶという計画ですと。その下のほうには、今度どういうて書いとるんですかね、上組区から白水区の道路ですけど、この中で一番狭いトンネルの区間54メートルを改良するという計画です、ということは、全然違うじゃん。トンネルを改良すると言って、その口の舌が乾かんうちには今度は横に新しい道路をこさえるんですと。意味通じる、課長。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 森若議員の解釈と私の解釈が少し異なっているのかなと思っております。

道路というのは、起点、終点、始まりと終わりがあるんですけども、それを結ぶものが道路と考えております。その途中にトンネルがあるわけなんですけれども、その起点から終点まで行くものを新しくするというか、改良していくという意味で説明させてもらっております。

したがって、トンネルのところを絶対通るといふものとは解釈が変わっていると思っております。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） 課長、ほしたらこれどういう意味、これ。このたびはトンネルの改良ということで今は計画しておりますと、今は。ということは、先では横のミカン畑の中に新しい道路を今度は何メートルこさえる。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） もう現在、トンネルを直すということは考えておりません。トンネルの横に新しい道路をつくることによって、昔トンネルを通っていた道を横に振り替えるということを計画しております。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） あれ課長、あんたこうやって本会議があるたびに答え違うん。この前のはっきり書いとるよ。トンネルの改良ということで計画しておりますと。今はもうトンネルの改良を考えてないんじゃろ。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） トンネルの改良というか修繕は考えておりません。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） こういうのを課長、二枚舌というんじゃないん。ほかの人はすんなり引き下がるか分からんけど、自分の場合には皆持っとるけん、こうやって提示して聞きます。

ほじゃったら、今言うように工事費が1億6,000万円というのが2億円になるか何ぼか分からんわ、ミカン畑を買収してあっちをこさえるんじゃったら。ほで、長さは今度は何ぼ、計画では。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 当初320メートルを計画しておりましたけれども、若干延びるものと思っております。350メートルで計画をしているところでございます。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） じゃあ、350メートルで計画しとるということは、当然事業費は今の計画しとる1億6,000万円って言ようられましたけど、当然無理ですと。2億円近くかかる可能性は十二分にありますよね。それだけのお金をかける必要があ道路にあります。町道の場合には、道の管理は町がするんですよ、農道と違って、県道やなんかと違って。それでのうても、町道の維持管理はうまくいってないじゃろう。言ようるじゃろう、無駄なもんじゃったら何ぼ計画しても構わんと。じゃがな、駄目じゃと思うたら引き返す勇気ぐらい持てや。それはあんたが一番最初に来たときにどうして計画するんかと言うたら、上組区と白水区を結ぶ大切な生活道路として計画すると言われたから、そりゃおかしいじゃろうというようにはっきり言ったじゃろう。土木業者のために仕事を確保す

るためにこさえたのかと言うと、計画したのかと言うと。ほたら、おたくは違いますとはっきりと言い切ったんで。

あの当時、自分が課長、実はこうこうで、森若さん悪いんじやがあ道路の改良というものは土木業者のために計画しましたって言やあ、ここまでもめることはなかったんだよ、わしに言わしゃあ。どう思う、課長。今でもそう口で言えや、今度はっきりもう事業費が変わったんだから。こうこうで土木業者のための仕事確保のために計画しましたと。どう。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 上組区から下組区へ結ぶ道路であって、それを改良して広げたいということについては、今も変わりございません。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） なかなかしわいですな。答弁はなかなか変えることはできんかも分からんけど、ほじゃが今言うように、これはと思うたら引き返すことぐらいしようや。うちのそりゃ何か大きなものを引っ張ってきて、財政的に十二分に余裕があるんなら構わんよ。これ、仮にできたとする。ほして、後の利用者が何名おるかぐらいのことは統計取ります、取らんでしょう。つくったらつくりっ放し。管理もできんとは言わん、ほぼできん。課長、もうちょっと物事の計画を立てるときには、そりゃ住民の意向も聞いたんかも分からん。今、見てみいや、もう50人しかおらんので。50人のうち何人あ道を通る。課長、あんたを責めても仕方ないけど、もう少し計画というものは責任持って立ててくれんかな。そうせんことには、何遍でも聞くぞ、わしの場合に。厚かましいけえな、課長。

この問題はいいです。答弁はいいです。

○議長（信谷俊樹君） 答弁要りませんか。

○2番（森若 徹君） 答弁要りません。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） 2問目、予定価格公表入札について。

5月16日の中国新聞に、尾道市の職員が一部の業者に最低制限価格を算定する基準となる情報を漏らしたと。官製談合防止法違反の疑いで逮捕されたの記事がありましたと。我が町でも、予定価格を公表して指名競争入札を行っています。3月議会でも指摘しましたが、ある地区の予定価格公表入札においては、応札したほとんどの業者が同額で応札

し、証拠はありませんが談合したのではと指摘すると、5,000万円未満の場合は事前にその金額を公表、最低制限価格制度を適用し、その算出方法も公表しているとのことであります。

これでは、応札したほとんどの業者が最低制限価格で応札し、くじで落札業者が決まります。これは形を変えた官製談合と取られても仕方ないと思うんですが、町としての見解をお伺いします。

○議長（信谷俊樹君） 総務課長。

○総務課長（坂田 誠君） 森若議員の質問にお答えします。

官製談合とは、発注者側の職員が関与した入札談合のことをいい、その具体的な関与については法律で次の4つの類型が定めています。

第1に、談合の明示的な指示、第2に受注者に関する意向の表明、第3に発注に関わる秘密情報の漏えい、第4に特定の談合の幫助です。

森若議員の、予定価格と最低価格の算出方法を事前に公表することは形を変えた官製談合ではとのご指摘につきましては、これらの4つの類型のいずれにも当てはまらないことから公正な入札であり、官製談合と疑われるものではないと理解しております。

また、最低制限価格制度とは、公共工事の請負契約の入札において粗悪な工事や業務を防ぐために、あらかじめ最低制限価格を設ける制度です。コストや利益を無視した不当に安い値段で取引することで請負業の手抜きが起ること、下請業者にしわ寄せが来ることなどを避けるための目的もあります。

なお、官製談合の防止に関し、本町では、官製談合に関する正しい理解と意識の向上を図り、不正行為の発生を防止することを目的として、入札談合等関与行為防止法に関する職員研修を実施しているところです。

引き続き、入札及び契約に関しては法令を遵守し、誤解を招くことのないように適正に執行に努めてまいります。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 巖君） 以前も言いましたけど、その予定価格を公表して入札して、されることはとやかく言わんのです。あまたの方が、くじで引いた場合には誰が当たるか分かんじゃない。ほじゃけど、中には予定価格を公表して執行して3社で入札を行うと。ほじゃあ、2社は予定価格で札を入れる、1社だけがそれより少し下げて札を入れる、こう

いうものを防ぐためには、わしとしちゃあ予定価格を公表するのは控えたほうがいいと思うぞ。

議長、いい。

○議長（信谷俊樹君） 前へ出るということ。

○2番（森若 徹君） 議長、いいですか。

○議長（信谷俊樹君） ちょっと待って、読みよんじゃけえ。いいです。

森若議員。

○2番（森若 徹君） 今、総務課長とこへ渡した資料は、令和3年度、3、4、5年なんよ。3年分なんじゃ、そりゃ。その前もあるんよ。何だったら皆出しても構わんのじゃけど、それ見てどう思う。落札業者は同じ人間じゃろ。同じ会社じゃない。それに協力したる会社もあれとあれとあれとじゃろう。何じゃったら、これ一遍その協力した業者を役場へ呼んでくれるか。ほして、どういう理由でこういうふうなあれをしたんかという、はっきり説明してもらおうか。ほんなら、わしも納得する。それができんかったら、わし辞めるときに皆はねくり出すぞ、これ表に、課長。

○議長（信谷俊樹君） 総務課長。

○総務課長（坂田 誠君） 今、資料を確認させていただきましたけれども、同じように入札されている結果が出てると思います。

しかし、これによって不正な談合があったとは思えないので、正式な入札が執行されたと考えております。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○2番（森若 徹君） 不正な入札が行われたと思いませんと言われましたけど、これ思うよ、誰が見ても。見てみ、これ。これ3年度から、言よったように3、4、5年分なんよ。これで納得せんかったら、今度はわしが平成29年から事跡をもろうとるからな。そのときのも全部あるから、全部出してこられたら困るじゃろう。ほじゃけん、わしが3年分しか出さんかったんだ。出したらこんなになるよ、どことどことこの会社というのは。

課長、あんたをいじめるわけじゃないけど、もうちいと今言うようにこの落札した業者、それに協力をしたかれるような業者については、ちょっと注意するほうがいいと思うぞ。やる気があるんじゃったら、予定価格が1万円とすると、そうすると1万円から下げた9,500円ぐらいで応札さすんだよ。ほして、欲しい人が9,000円で応札したら

落ちるじゃない。そういうことを考えや。くじじゃった場合には何も言わんよ、7社も8社も同じ札で来てくじになったんじゃけえ、そりゃ誰が当たるか分からんのじゃけん。

ほじゃ、この場合には、はなからもう入札して落札する業者が決まっとるじゃない。これが話合いでなかったら何が話合いよ、わしには到底納得できん。ほじゃったら、何ならしかるべき皆出しても構わんで。それじゃったら、この3社の業者以外にも島内の業者は皆迷惑をかけることになりかねんじゃろう。ほじゃけん、わしは今言うようにこれで収めたんじゃ。今度は一遍この分を呼びつけて、ちょっと注意させえや。答弁は要らんわい。いいです。

○議長（信谷俊樹君） もうええんです。

○2番（森若 巖君） もう答弁は要らない。もういい。

○議長（信谷俊樹君） これで森若 巖議員の一般質問を終わります。

次に、進藤雅通議員の発言を許します。

進藤議員。

○6番（進藤雅通君） じゃあ、よろしくお願いします。

私のほうからは、1点。ここ近年、大雨による災害っていうのが日本各地で起こっております。その中で、この本町における大雨による災害対策はというところで伺いたいと思います。

まず、川です。よく土砂がたまったりだとか雑草が生えたりとか流れが滞っている場所を見かけることがあります。そういった場所への今後、大雨対策とかどうするのか、お考えがあれば伺いたいと思います。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 進藤議員の質問にお答えいたします。

河川の状態の確認や整備については、島内の主な河川として二級河川が大崎地区の原田川、原下川、そして東野地区の小原川の3河川あります。

広島県からの権限移譲事務により維持業務を受けておりますので、河川の状態等は道路パトロールと合わせて状況確認を行っております。二級河川に土砂が堆積している場合は、適宜土砂の撤去を行い、護岸の未整備箇所及び経年劣化による老朽化箇所を計画的に整備している状況でございます。

また、広島県は、流域治水協議会を立ち上げ、河川の流域のあらゆる関係者が協働して、河川の被害を減少させるための対策に取り組んでおります。このプロジェクトの一環

で、本町は大雨発生前の対策に浸水対策事業として貯留施設の低水位管理等に現在取り組んでいるところでございます。

これから梅雨、台風時期となりますので、気象情報に注視し、事前に河川及び排水設備の点検、遊水地の低水位管理等に努めてまいります。

○議長（信谷俊樹君） 進藤議員。

○6番（進藤雅通君） 対策していきますということなのですが、これは梅雨時期に入るまでには何とかかなりそうなものなのか、それともやっぱり予算の関係もあるので延び延びになってしまうものもあるのか、その辺はいかがなんでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） ハード事業に関しては、短くても1年かかる、それから今対策しているものについては多年度にわたって計画している工事が多数でございます。

できる限り早くと思っておりますけれども、梅雨時期には間に合わないハード事業がほとんどでございますので、維持管理として掃除等は梅雨までに行いたいと考えております。

○議長（信谷俊樹君） 進藤議員。

○6番（進藤雅通君） その整備というところで、除草剤をまかれていると思うんですけど、除草剤で河川に生えている雑草は枯れるでしょうけど、そこにまだ枯れた草というか、それが残っている場合、やっぱりそこに余計なごみが引っかかったりだとかして流れが滞る原因にもなると思うんですが、そこを何とか取っていくっていう方法はできるかどうか、いかがでしょうか。

○6番（進藤雅通君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 河川管理についてでございますけれども、一応、町の内規では、大きい河川については3割程度の堆積は許容するという事で考えております。それ以上の堆積物については除去していく方針でございます。

今指摘のあった草については、小河川、小さい河川でかなり繁茂すると閉塞しているように見られるところもございます。その河川があふれるということがあると大変でございます。その影響が家屋に及ぶところについては掃除をしていきたいと考えております。

○議長（信谷俊樹君） 進藤議員。

○6番（進藤雅通君） ありがとうございます。

それとあと、今見かけるところが住宅街の中の河川、そこが除草剤で一応枯れてはいる

んですけど、ちょっとやっぱり見栄えがすごく悪いです。家のすぐ立ち並んでいる間の川が茶色く、それにごみもどこからか飛んできたようなごみがそこに引っかかってたりして、正直その環境に住みたくないなっていう、ちょっとというような思いもありますので、今後そういうところも対応していただきたいと思いますので、お願いいたします。答弁はいいです。

○議長（信谷俊樹君） 進藤議員。

○6番（進藤雅通君） 続きまして、今度は避難場所の件なんですが、大雨によることでちょっと避難勧告とか避難指示が出た場合、今現在、主に集会所のほうに避難することとなっております。

ただ、その避難場所となっている集会所がもしかしたら浸水するおそれがある場合がある集会所もあるんですけど、そういった場合は今現在ちょっと離れた場所へ避難してくださいという指示がありますが、今後やっぱり少子・高齢化、高齢の方が多くなっています。そういった場合、離れた場所、本来なら家の近く、その地区の中にある集会所へ避難するのが当たり前なんですけど、そこへはちょっと危険性があるということで離れた場所、ちょっと小高い丘のほうに行かなきゃいけないっていう、避難しなきゃいけないということがあるんですけど、高齢者にとってそこまで行く方法、手段、また地域住民の自主防災組織っていうのもありますけれど、その中での行く手段です、それがちょっと難しい場合もあります。そういった場合、今つかりそうな浸水のおそれがある集会所、この島の中にも何件かあると思うんですけど、そういった場合、今後新たに違う場所、その地区の中のちょっとつかりそうにない場所への移転とかというものは考えていく方法は、お考えはありますでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 総務課長。

○総務課長（坂田 誠君） 進藤議員の質問にお答えします。

避難所が一定期間避難生活を送る場所であるのに対し、避難場所は津波や洪水などの危険が切迫した状態において、生命の安全確保を目的として避難する場所と位置づけられています。避難場所の選定は災害ごとに指定しており、避難所の選定は災害の種類に限らず、災害により自宅に戻れなくなった住民を避難生活させる施設を指定しています。

ご指摘のあったとおり、指定されている集会所の中には、大雨により浸水する可能性がある施設も含まれています。浸水する可能性がある場合は、安全が確保できる近隣の避難所及び避難場所へ指定を変更する方向で考えています。

また、地域防災計画では、その地域で安全が確保できる施設や場所を避難所、避難場所に指定していますが、随時、関係機関と協議してまいります。

今後も、近年の激甚化する災害に対し、避難所、避難場所の安全性向上に向け努めてまいります。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 進藤議員。

○6番（進藤雅通君） 今後も検討するという事でよろしいでしょうか、はい。

そういう中で、もしいい場所、土地があれば、今以上にちょっと前向きに考えるということはあるのでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 総務課長。

○総務課長（坂田 誠君） 各区で自主防災組織も立ち上げてますので、その点については各区長等と連絡、協議しながら考えていきたいと思っております。

○議長（信谷俊樹君） 進藤議員。

○6番（進藤雅通君） 今のつかりそうな避難場所よりも安心した場所へ避難するのが避難者にとっても安心できるし、避難を声かけをする自主防災組織の人たちとか地域住民の方も、あそこだったら大丈夫じゃけ行こうやというような声かけもできます。実際、うちは家がええというて出ない人もおるといふうに聞きますので、なるべく避難しやすい場所、安心できる場所へ避難できるよう今後も考えていってほしいと思っておりますので、よろしく願いいたします。答弁はいいです。

私のを終わります。

○議長（信谷俊樹君） これで進藤雅通議員の一般質問を終わります。

次に、上青木 至議員の発言を許します。

上青木議員。

○9番（上青木 至君） 本日は、1問、質問いたします。

皆さん承知されている方も、してない方も多々あるかとは思いますが、現在、向山区、長島班、地形が非常に変わっております。山が削られ、谷が埋められという状況が進んでおりますけども、淡々と工事を進める企業側、そして行政への工事計画等の提出はされているのかということ、これがまず1点。

そして、土地、建物の所有者との折衝の在り方について、これが2つ目。

3つ目、今現在6軒の住民が残り住む、その中で生命、そして個人の財産、これをどの

ように考えておられるのかお聞きしたいと思います。12時まで時間がありますので、詳しく分かりやすく説明をお願いいたします。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 上青木議員の質問にお答えいたします。

1点目の、淡々と工事を進める企業側、行政への工事計画等の提出はされているのかについては、田んぼを埋めるときにキャンプ場をつくりたいなどと相談があり、土砂の埋立て等には申請が必要なことは説明しておりますが、現在まで工事計画等の提出はございません。

それから2点目の、土地、建物所有者との折衝の在り方については、町は把握できておりませんが、農地については非農地証明申請書等の提出があり、農地を山林に地目変更し、所有権移転していることは把握できております。

そして3点目の、6軒の住民が残り住む生命、財産保護については、開発行為を行う場合は宅地造成及び特定盛土等規制法などの法令に基づき、申請を行い、許可が必要となりますので、現状を確認し、法令上申請が必要な場合は土地所有者に通知してまいります。

○議長（信谷俊樹君） 上青木議員。

○9番（上青木 至君） 法的に必要な場合はと言われましたけれども、その場になって私こうしますよ、明日はこの山を削りますよ、明日この谷を埋めますよと連絡が入ってきとるわけですか、今現在。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） そのような連絡が入っておりませんし、町として随時確認できているかといえば、確認できてないのが現状でございます。

○議長（信谷俊樹君） 上青木議員。

○9番（上青木 至君） 正直に言いましょう、正直に。確認できてないと、報告も受けてないと、その中で淡々と工事が進んでいる、それを行政側は、これ何年たっていると思いませんか、この工事が始まって。お聞きします。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） どこからが始まりなのかも把握できていないところではございますけれども、ここ1年半ぐらいで山の木がかなり伐採されているということは感じております。

○議長（信谷俊樹君） 上青木議員。

○9番（上青木 至君） そういうところが、前の質問者にもおりましたけれどもやねくろう思うて言っとるんじゃないんです、僕は。住民のため、町民のために行政がどうやって動くか、何をすべきか十分に把握していただきたい。そして、町民が安心して暮らせる、町長さんもおられますけれども、住民が安心して暮らせる、安全である、そういう世の中をつくりましょう、町をつくりましょう、何回もお聞きしました。

その中で、こういう工事が行われているっていうのは、あつてはいかんことです。何かしようの、ほじゃけども何の連絡もないど、それでは駄目です。何で現場に行って、これはどうするんですかと、何をつくるんですかと、そのぐらい聞いたっておかしいことはないんです。どう思われますか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 土を切ったり盛土をしたりすることについては、業者と話をしたことはございます。ただ、その業者の計画が未定ということで、なかなかそれ以上の進展がない現状で今日まで来ております。

ただ、このままではいけないということも私は思っておりますので、この現状を土地所有者、または事業の事業主ということになるかもしれませんけれども、土地の形状を現地で確認の下、申請が要るものかどうかというところをまず相手方と確認をして、必要なものは出していくよう通知していくということで考えております。

○議長（信谷俊樹君） 上青木議員。

○9番（上青木 至君） 把握してないと言いながら、その中で、町有地である長島班の一部、長島班の中にあります町有地、元ダイユウ技研っていう会社があったと思うんですけども、その南側のほうに土を入れてるじゃないですか、町有地を通って一番南側の端に。そういうふうに認識してますけども、間違いですか。

○議長（信谷俊樹君） 総務課長。

○総務課長（坂田 誠君） 長島の一部のところに町有地を貸出しをしております。貸出ししている期間は、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの予定としております。使用目的としては、川砂の仮置場としております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 上青木議員。

○9番（上青木 至君） この小さな町で、あっちの課長、総務課長は知っている、あっちの建設課長は知らんって、そういうことはしてません、おかしいですよ。町のトップ、

町長、知ってましたか。

○議長（信谷俊樹君） 町長。

○町長（谷川正芳君） 承知しております。その代わり、事業者に対してその動き等、予定等がありについては事前に町のほうにも連絡を取るよという申入れもしております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 上青木議員。

○9番（上青木 至君） なぜ、あっちの課は知つとる、こっちの課は知らん、俺は認識している、おかしいでしょう。それじゃから、うまいこといかんのや。何で正直に長島班の人ぐらい、あそこに部長がおりますけども、区長も何か知らん、置きよるというんで、今現在は総務課長、当時は地域経営課長でしたけども、お聞きしましたら、実はこうこうでと、片や知ってるんです、片や知らない、分かりません、絶対あつてはいかんことです。何かにつけてこういうことになるから、前の質問者でも結論が出るまでやりますよ、彼は。私はそこまでやりませんけども、じゃけど起きとること、起きようとしていることは地元住民に、上島町民に正直にお話ください。そしたら、安心して安全で暮らせるまちづくりが淡々とできるわけだと思います。どうでしょうか、町長。

○議長（信谷俊樹君） 町長。

○町長（谷川正芳君） 上青木議員のご指摘のとおり、町民の安心・安全のために物事について公開をしながら、相談もしながら進めてまいりたいと思っておりますので、また事業者のほうからの報告等がございましたら、またしかるべき対応は取っていきたく思っております。

○議長（信谷俊樹君） 上青木議員。

○9番（上青木 至君） これを最後にしますけども、今現在、長島で行われている事業、この業者から、今からでもいいんです、こういうものをつくると、こういう計画でこういうことを今やっていると計画書はもらいましょう。もらえるはずです。計画書も何ももらわずに、口も出さんけども金も出さんのじゃからええわいと、企業が一町民から土地を買収するんだから関係ないわいと遠巻きに見よったら駄目です。

今からでも遅くない。計画書をぴしゃっと提示してもらって、その旨を我々議員にも教えてください。どういうものができるのか。それが安心して暮らせる、また町が潤う、企業が潤う、残っている6軒の住民がよかったなと言ってもらえるようなものであれば何も

文句は言いませんし、問題ないと思いますので、担当課長、早急に提示してもらって、よろしく願いいたします。分かりましたね、はい。

これで私の質問を終わります。

○議長（信谷俊樹君） これで上青木 至議員の一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。

13時より再開いたします。

午前11時22分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（信谷俊樹君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

次に、閑田大祐議員の発言を許します。

閑田議員。

○1番（閑田大祐君） それでは、本日は1問、山・森林の保全についてということで質問いたします。

周りからは、一生懸命1時間引き延ばせという指令が飛んでおりますけど、20分ぐらいは頑張りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

山、森林の管理は、災害防止の観点から重要だと考えます。大きくなり過ぎた木は、災害時には被害を拡大させます。日頃からの適切な管理が必要であると言えます。

私有地においては、その責務は所有者にあります。本町においては少子・高齢化、人口減少などが著しく、所有者が自力で解決できない、あるいは所有者が町内在住でないなど課題も多く存在します。

行政が適切に支援し、災害に強いまちづくりをするべきだと考えますが、町の見解をお伺いいたします。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 閑田議員の質問にお答えいたします。

森林の多面的機能は、水源涵養、山地災害防止、快適環境の形成、保健レクリエーション、文化、生物多様性保全、木材生産など生活環境を提供してくれております。

特に、土砂災害防止の観点では、山地災害の発生の危険を抑え、土砂の流出を防ぎ、洪水緩和機能には、降水時に河川の増水緩和と洪水発生を遅らせる機能があります。

しかしながら、現在では所有者の放置している森林の荒廃が進んでおり、健康的でない森林は災害の原因の一つになり、地球温暖化に起因した異常気象により、災害の起こるリ

スクは増加しております。

このことから、広島県では森林を県民共有の財産として守り育て、次の世代に引き継ぐことを目的として、ひろしまの森づくり事業に取り組んでいます。

本町におきましても、このひろしまの森づくり事業を活用し、里山林事業等で荒廃が進んだ箇所への伐木を実施し、土砂災害防止及び生物多様性の保全、鳥獣被害防止の森林整備を行っております。

今後も、森林整備を計画的に実施していき、災害を未然に防ぐ取組を推進してまいります。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員。

○1番（閑田大祐君） ありがとうございます。

現在、県費によります森づくり事業による伐採等が行われているわけなんですけども、町内の荒廃した山林の規模に対して、当事業が適切な規模というところちょっと語弊もあるかとは思いますが、ちょっと物足りないといいますか、もう少し積極的に推進してもいいのかなと思っております。

先ほど課長の答弁にもありましたが、荒廃した森林については災害時に実際に災害の規模を拡大させます。これについては、私も西日本豪雨災害のときから後、各地の災害復旧事業等で林野庁の職員さんともお話しする機会が度々あったんですけども、林野庁としてもやはり大きくなり過ぎた木というのが、これが大きな課題になっているということでした。

要は、適切に管理して、しっかりその大きくなった木は、本来であれば植樹した木材としての木であれば、それなりの一定の規模のサイズになったものはもう切って、新たに植樹していくということで森、山といったものが保全されていくのだらうと思っておりますけども、残念ながらうちの町には林業が存在しません。昔、植樹された杉林やヒノキ等もあつたりもするんですけども、現在その林業として生計を立てられている方というのがいませんよね。その中で、その林業の支援ということができない。

もう一つ言えば、こういった植林された木よりも、要は雑木です。雑木が、例えば家の裏山であつたり道路沿いであつたり、そういったところで非常に大きな懸念材料となつてきております。

例えば、道路沿いにその大きな木が道路をまたいだ反対側にある電柱、電線を超えて生い茂って、電線については当然電力会社のほうで管理をされると思うんですけども、これ

が例えば災害という観点で見たときには、この大きくなった木が例えば台風等で強風にあおられてとか、例えば枯れて枝が落ちてきたときには、一時的にはありますが道路が通れなくなる、例えばこれが集中豪雨等によって避難をしなければいけないようなタイミングのときにこのようなことが起きると、適切な避難行動も取れなくなるんです。

そういった意味合いからいえば、道路沿いについて特に重点的にやっていく必要があるのではないか。また、今の県の事業にかかわらず、例えば緊急に実施していく必要のあるところについては、当然財源裏をしっかりと探ることも大事だとは思いますが、その県費に頼り切るのではなく、別建てででも何か検討をしていくべきではないかと考えるのですが、いかがでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） まず、財源のお話からさせていただきますと、現在財源については県費をいただいている範囲で実施している状況でございます。

ただ、最初にご指摘のあったように、山の大きさに対して切っているという面積が非常に小さいというのは我々も感じているところで、もう少し拡大していきたいという担当課の思いはあるんですけれども、なかなか財源的なところで難しいというのが今の状況です。

ただ、その難しい中で、その話の中にある道路、また公共施設、少し範囲を広げれば住家、住んでいる家の裏山です。そういう裏山も含めて切ることができればいいというようなことは考えております。

ただ、なかなかどこからどう切っていくかっていうところが非常に難しく、今、山の所有者さんに同意を得たところから切っていくという形で実施しております。伐木については、当然土地の所有者がいらっしゃって、その同意が不可欠となります。その同意が得られるように啓発を進めて、伐木を推進したいと考えております。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員。

○1番（閑田大祐君） 伐木についてはという言い方がちょっと気になったんですけども、これ伐木をした後の処分はされてないんですか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 伐木については、処分の仕方については2種類あります。今この質問にある山林に関しては、山へ存置、置くということで、そのまま置くような方法で処理しております。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員。

○1番（閑田大祐君） ありがとうございます。

山林に関しては存置、これは実際にそのような対処の仕方です。実施しておりますので、私も知っているところなんですけども、当然これ道路沿いということになるとまた話は変わってきますよね、当然処分しないといけないことになってくると思うんですけども。

ここから先、ちょっと通告の中には含めてはなかったんですけども、この切った木を有効活用することについて、何か考えはありませんでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 切った木の活用でございますけれども、人工林の場合は間伐とか定量的に木材が出てくるというふうに聞いております。

残念ながら、本町の場合は雑木がほとんどで、曲がった木、大きさもそろってないということで、なかなか安定的な木材は出ないということもあって、燃やして燃料に使うということが非常に困難な状況にあるかなというところで、活用についてはできていないのが現状です。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員。

○1番（閑田大祐君） 材木として使うことが難しい、当然そうですね。ヒノキや杉の植林されたものできちっと枝打ち等もされていれば材木として活用していくことができるわけなんですけども、まして木の種類もばらばらで、実際曲がりくねったような木でとなると、当然材木として使うことはできないであろう。今、言われた燃料というのがどの辺までのことを思われとってなんかがちょっとあれだったんですけども、例えば日本各地で実施されているんですけども、間伐材に置き換えて、今言うその伐採木をペレットにして、例えば施設園芸、ハウス農家の燃料として代用ができないものかなと。今、原油価格もいっときに比べると少しは落ち着いたのかなとは思いますが、依然高止まりしたままの状態です。そういったところにこういったことで行政として支援していけるような枠組みがつくれないものかなと思ったりもするんですけど、その辺はいかがでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員、話が一般質問の中に入っていないので、話はまとめて。あんまり広げ過ぎると次から次に何ぼでも引っ張っていかれる議員もおるんで。

○1番（閑田大祐君） 時間があるんで。

○議長（信谷俊樹君） 時間は俺には関係ないんで。時間は関係ないけえ。その辺を注意しながら質問してください。

○1番（閑田大祐君） はい。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 今のところ、閑田議員の要望にお応えできるような答えは用意できてはいないんですけれども、一応木材を燃やすということは地球温暖化の緩和機能ということで非常に注目されている案件でもあります。二酸化炭素を吸収してということで非常に有効、二酸化炭素を排出するんですけれども、もともと吸収したもので環境負荷が少ないということで、県北のほうでは一部実施されているということも聞いております。

メリットとしては、カーボンニュートラルに貢献できると、本町もそうしているので、非常にいいことだとは思いますが、ちょっと聞くと、まずやっぱり化石燃料より発電効率が悪いというのと機械などの初期費用がかかる、それから安定的に調達が難しいというような案件があるようでございます。この辺は、まだ課題がかなりあって、今年、来年という話にはならないとは思いますが、それは今後の検討課題として受け止めていくべきと考えております。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員。

○1番（閑田大祐君） 地域経営課長にちょっとお伺いします。

その辺の観点で、何か課内で議論されているようなことはありませんでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 地域経営課長。

○地域経営課長（三村竜也君） 今の木材を利用してハウス栽培の燃料にして使うということを、まだ課内でも検討したことはございません。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員。

○1番（閑田大祐君） では、町長にお伺いします。

要は、先ほど建設課長の答弁にもありましたけども、カーボンニュートラル、カーボンリサイクルといった自然環境の保護に関するその観点からも非常に有効であるという答弁があったわけなんですけども、それを踏まえて我が町でこれに取り組んでみようという気持ちはありませんか。

○議長（信谷俊樹君） 町長。

○町長（谷川正芳君） 閑田議員のご質問にお答えします。

気持ちがあるかないかといえば、あります。ただ、それが成功するかどうかについては、まだ数年検証が必要だということで、取組をいつからするかといったところについて

は、これから検討を深めていければというふうに思っているところです。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員。

○1番（閑田大祐君） 先ほど来から建設課長とやり取りしている中でお聞きしたとは思いますが、もうこのペレット——要は間伐材ですけども——を活用して施設園芸の燃料としている事業っていうの、もう随分前から他の自治体ではやっているんです。私も議会で視察に、いつだったんか、もう十四、五年前になると思うんです。もうその頃からそういう事業というのは、どんどん各地で実施されているんです。

その中で、数年検討が必要であるというほど検討することがあるのかなと思うんですけども、現実問題としてよそのデータを引っ張ってきながら、じゃうちとしてできるかできんかっていうだけの話だろうと思うんですけど、いかがです。

○議長（信谷俊樹君） 町長。

○町長（谷川正芳君） 私もペレットの関係、庄原であったりとかというのを実際見に行かせていただいて、先ほど課長が申しましたように、雑木でやる場合は非常に難しいというのを見ております。

そういった中で、いずれにしてもこの地域で園芸農家、あるいは野菜、果物等いろいろとつくっておられる方に対しても、温室への燃料補填の部分でどうするかという方法は何がしかの検討はしなくちゃいけないというふうに理解しております、それが採算面でその事業者にとって合うかどうかという、先ほど課長が申しましたように、初期投資の機械のところ、雑木であれだけ曲がったものがあつたものと品質の部分でという部分で、そこまでやった部分が非常に事例としてはまだ少ないものですから、その事例、うちが先駆けになるという意味も含めて、ぜひトライはしてみたいと思ってるんです。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員。

○1番（閑田大祐君） ありがとうございます。

他の市町では、林業のある町でその林業の振興策という意味合いも含めて実施されているんだろうと思うんです。要は、林業と農業の振興というところなんです。うちの町でいうと、林業という分野がないものですから、それならばもっと幅広く防災とリンクさせたらどうかというのが私の主張なんです。

これに関しては、前回3月の一般質問のときに、私、山あいの山尻地区のように道がないところ、迂回路をつくったらどうかというような質問もさせていただきました。この迂回路というのが非常に大きなお金だったり、そのルート選定であったり、非常に困難なこと

もよく分かっています。であるならば、その今の既存の道路が、例えば災害が来たときに何の心配もなく通れるように安全を確保しておく、これは非常に重要なことだと思います。

これに関して言うと、例えば小原地区もそうです。下りてくる途中、もう両側から木が生い茂って、もし例えばの話ですけれども、万が一の話ではありますが、これが強風等にあおられてから木が倒れたといったときには、そこは通行止めになってしまうわけです。災害時にそれこそ本当に二次災害の危険性といったものが発生する、そういうリスクのあるところをしっかりとケアしてあげられるような、そういった取組という観点も含めて、この話はぜひ前向きに進めていただきたいと思いますので、しっかり検討していただきたいと思います。

再度、その辺についてちょっと、もう一度意気込みのほうをお願いいたします。

○議長（信谷俊樹君） 誰に聞くん。

町長。

○町長（谷川正芳君） 閑田議員のご質問にお答えします。

今、実は山というのは海にも関わるということもあって、そこに水資源を活用するために広葉樹を植えようというような逆の取組もあったりします。

という意味で、幅広に考えてという意味で、防災も含めてというのは非常に大切な視点でございますので、検討をさせていただければと思っております。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員。

○1番（閑田大祐君） ありがとうございます。

山が環境保全、海も当然そうです、その環境保全、自然を守っていくということは大事であろうと思います。

ただ、じゃあそれが何のためかとの部分で、まず人々が安心して暮らせる環境を守るということをしっかり念頭に置いて取り組んでいただきたいと思います。

これで私の質問を終わります。

○議長（信谷俊樹君） これで閑田大祐議員の一般質問を終わります。

次に、森 ルイ議員の発言を許します。

森議員。

○8番（森 ルイ君） 本日は、大枠3点質問させていただきます。

佐々木教育長は4月1日にこちらの大崎上島町に来られまして、任期が6月30日まで

で前任者の任期を引き継いでおられますために今議会において再任の議案も出されているということから、教育長のお考えをお伺いしたいと思ひまして、3問とも教育行政に関する質問となっております。

通告に基づきまして質問させていただきます。

1 問目、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について。

佐々木教育長の任期は、先ほど申し上げたとおり4月1日からとなっているんですが、それ以前になります。令和6年3月27日の教育委員会議において教育委員より、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に規定されている教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等について実施されているのかという質問があった際に、前教育長は法律の条文については理解、承知しております、この場でお話しすることではないので少し時間をいただきたいと思ひますと、質問に対する回答はありませんでした。

同条第1項の規定により、教育委員会は毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに公表しなければならないとされております。主語が教育長ではなく教育委員会となっていることから、教育委員会議で回答しないということは理解できません。

これは、効果的な教育行政の推進に資するとともに、住民への説明責任を果たしていくため、平成20年4月1日の法改正で義務づけられたものですが、本町の教育委員会の点検及び評価の実施状況についてお伺いします。

○議長（信谷俊樹君） 教育課長。

○教育課長（山本秀樹君） 森議員の質問にお答えします。

本町教育委員会における教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等について実施状況を調査したところ、近年は実施できておりませんでした。

森議員ご指摘のとおり、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等については、議会に報告するとともに公表することが法により義務づけられておりますので、現在、昨年度の事務の管理及び執行状況などについて情報収集しながら、実施に向けて進めているところです。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 教育長にお伺いしたいんですが、教育長は海田町の教育長をされていたということで、この辺りは詳しいかと思うんですが、昨年度に関しては今準備を進

めているということで、それ以前のことに關しては、やっっていなかったことはやっっていなかったとしてどのような対応をされるのでしょうか。このままやっっていなかったものは仕方ないということで、昨年の分から始めるということでよろしいでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 教育長。

○教育長（佐々木智彦君） 私、就任早々このことについて過去をいろいろ周辺の職員に尋ねたり、あるいはパソコンの中のデータとかいろんなものを調査してきたんですけども、さっき課長のほうから答弁いたしましたように近年やられてないと。ただ、これが点検評価というのは目標があつての点検評価ですので、目標を定めてないところでの評価をするということは、あまりにもやっったことにするというような形になりますので、当然過去のものについては、ましてや去年のものにつきましても暫定的な、試行的なものになります。ということから考えたら、数年前のものについては、もう実施は難しいと考えております。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 私自身も総務福祉文教委員会の委員でありまして、このことに気づくのが遅くなってしまったということで、自身、勉強不足で反省しているところではあるんですけども、ちょっといろいろ調べましたところ、文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課から出されている事務連絡で、令和5年2月1日付なんですけれども、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について（周知）ということで、地方の教育委員会がこのような点検及び評価を作成するに当たって事務量が多いということがありまして、点検評価の項目や報告書の書式、議会への報告方法の点検評価の具体的な方法については、各教育委員会が実情を踏まえて判断すべきものであることと記載されておりまして、その中で部局横断的な行政評価の中で行うことや、地方自治法第233条第5項に規定する主要な施策の成果を説明する書類の作成、議会への提出及び公表を行うことをもって教育行政の推進に資する点検及び評価を行うことができる場合には、この点検評価の義務を充足したとしても差し支えないということで、決算認定の主要施策の説明の書類をもって代えることもできるようなんですけど、その際でも報告書やホームページ等にその旨を明示する等の工夫があることが望ましいってということと、あとは教育に関し学識経験を有する者が点検評価に当たっては必要ということで、教育委員や現職教員、事務局職員ではないもので教育に関して公正な意見を述べるのが期待できる者が想定されているというふうに書かれています。

昨年の令和5年の決算認定の書類を見返してみたんですけども、幼稚園、小学校、中学校から出されているものについては細かく書かれておまして、これについては達成度が何%、目標に対して何%、もしくは丸、バツ、三角であったりですか、学校から出されたものに関してはこの点検評価に代えられる要素があるのかなと思うんですが、教育委員会のほうで作成したものについては、事業の概要説明と予算、もしくは会議であれば回数のみという形で、評価するような内容は書いてありませんでした。

なので、今後、海田町の点検評価もちょっと過去のものを見させていただいたんですが、約60ページにわたってつくられているものですので、今後その決算認定の主要施策の説明の書類をこの点検評価としていくのか、もしくは点検評価として独自につくっていくのかというところは教育長のほうで考えられていくと思うんですけども、そのあたりについてはいかがでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 教育長。

○教育長（佐々木智彦君） 森議員のほうから、ただいま令和5年2月の事務連絡でしょうか、私、実は見落としておまして、これまでやってきたものですから、あんまりそこに興味がなかったと言えればそれまでなんですけど、今教えていただいた、いわゆる町全体の教育行政の中での項目をいかに生かしていくかと、その中で説明責任を果たしていけばそれで充足するということだと思います。

確かに、この点検評価は事務量が莫大なんです。さっき60ページとおっしゃいました。見られたんだと思うんですけども、本当に半年ぐらいこれに何人かが係っていかねばならない、ある意味では点検評価のための点検評価みたいになるケースがあるわけなんです。

それから考えますと、本町において職員が効果的に自分たちの施策の中で点検をし評価をする、それを次、改善策をいかに打つかというのが一番大事なところですので、一番本町に合ったものをやっていきたいと思っています。議員のほうから今教えていただきましたので、そこをしっかりと一回読み込んでやらせていただければと思っています。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 今、教育長から答弁いただきましたように、事務量が多く、海田町と比べても教育委員会の事務局の人数も違いますので、そのあたりは町に合った状態をつくっていただければと思います。

1 問目の質問は以上です。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8 番（森 ルイ君） 2 つ目の質問に移ります。

夏休み中の放課後子ども教室について。

夏休み中の放課後子ども教室の運営について、次のことを伺います。

1 つ目、夏休み中は開室時間が朝から夕方までと長時間になりますが、特に利用児童数が多い大崎教室のスタッフ確保はできているのでしょうか。また、町民によるボランティアを募集することや大学生などのインターンシップの受入れの考えはないか伺います。

○議長（信谷俊樹君） 教育課長。

○教育課長（山本秀樹君） 森議員の質問にお答えします。

夏休み期間中の大崎教室のスタッフの確保については、現在、協働活動サポーターの日程調整中ですが、協働活動サポーターのみで全ての日程に対応することはほぼ不可能であり、教育課職員により不足するスタッフのサポートに当たりたいと思いますが、それでも全ての日程をこなすことは困難と思われまます。

現在、教室実施日程に対する対応、対策について、課内において協議しているところです。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8 番（森 ルイ君） 町民によるボランティアを募集することや大学生などのインターンシップの受入れのお考えがないか伺います。

○議長（信谷俊樹君） 教育課長。

○教育課長（山本秀樹君） すいません、答弁するのを忘れておりました。すみません。

町民によるボランティアの募集や大学生などのインターンシップの受入れについてですが、協働活動サポーターは町の会計年度任用職員として従事されております。会計年度任用職員と待遇や責任面で異なるボランティア等の募集や受入れは、利用児童の安全面等を考慮し、考えておりません。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8 番（森 ルイ君） 県内市町でも有償ボランティアで放課後子ども教室の見守りのサポートという位置づけで募集しているところもあります。ちょっと市町の名前は今すぐ出

ないんですけれども、そのようなところに状況を聞いてみてもいいのではないかと思います、いかがでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 教育課長。

○教育課長（山本秀樹君） 先ほど申しましたとおり、スタッフは大変足りておりません。今おっしゃる、そういうボランティアで対応している市町があるということですが、やはり一番は児童・生徒の安全面がどういったことになっているのかというところが一番重要なことだと認識しております。

そういったところで、他市町でそういったところはあるとのことですが、本町は考えておりませんが、そういったところの情報とかを聞いてみたい、状況等をちょっと考えてみたいと思います。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 今、安全面の話があったんですけれども、特に大崎教室は今受入れ人数も多いというところで、例えば遊んでいるときにいろんなところに散らばってそれぞれの遊びをするっていうことがあります。限られた人数で、スタッフで見守りをするとした場合に、目が届かなくなることもあります。そのような場合に、1人でも2人でも人がいてくれるということがとてもサポートになるっていうのは、私自身も実際現場に出ておりましたのでよく分かります。

また、何か例えばけがをしたなどの場合に連絡に動ける人であったりとか、体育館を使って遊んでいる場合には、体育館から教室までの連絡をどのようにするかということなどもあるので、安全管理の面ではその責任は教育委員会にあって、スタッフにあるっていうこともあるんですが、見守りの目が多いというところに関しては、安全面を考慮しても考えることが必要なのではないかと思います、いかがでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 教育課長。

○教育課長（山本秀樹君） 森議員おっしゃるとおり、確かに教室等で目が多いのにこしたことはなく、そのとおりだとは思いますが、やはり職員であるからこそ教育委員会が責任を最後は持つところでもあります。そういったことが、責任が教育委員会いってもやはり協働サポーターの方が責任を感じられることもあると思います。協働サポーターだったら町なんですけども、ボランティア等でやられた方がもしそういった児童・生徒に何かあったときに、その方が自分の責に感じないとも限りません。そういったところで、現在我々教育委員会のところでは、やはりその責任面において職員として従事されている方

でそういったところを対応していこうと考えているところです。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 令和5年12月25日に出されてる放課後児童対策パッケージというものが文科省とこども家庭庁から出ておりまして、この今手にしてるのは概要版なんですけれども、この中には放課後児童クラブに関する記述が多いんですが、放課後児童対策ということで新・放課後子ども総合プランというのがあったんですが、それが令和5年で終わりになって、これから放課後児童対策パッケージっていうのが新しく出ております。

この中に、本町においては放課後児童クラブが以前あったんですけれども、それがなくなって放課後子ども教室のみとなっておりますので、ここに書いてある放課後児童クラブに関することも放課後子ども教室に当たるものとして捉えてもいいと思うんですけれども、この中に放課後児童クラブを運営する人材の確保という中に、ICT化の推進による職員の業務負担軽減っていうものがあります。

例えば、子供たちが学校が終わって帰ってきたときに、誰が今日はいる、誰がいない、何時に来た、学年によって帰ってくる時間が違うんです、なので何時に来た、居残りがあって後から来るっていう、結構煩雑な事務作業があります。例えば、そういうものがこのICTを使って、何かバーコードのようなものなのか、社員証みたいな形でピッとやったらそこで入室したというのが分かるように、よく幼稚園のバスの置き去りの問題が出たときに乗り降りとかピッとやるのがあったと思うんですけれども、そのようなものを取り入れることによって、少ない人数で子供たちを見るっていう状況なので、ICTを使っていくというのは必要になってくるのではないかと思います、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 教育課長。

○教育課長（山本秀樹君） 森議員の質問にお答えしたいのですが、今おっしゃった令和5年12月21ですか……。

○8番（森 ルイ君） 25。

○教育課長（山本秀樹君） 25ですか、すみません。

すみません、私の認識、知識不足で存じておりません。今おっしゃったように、それがすぐにでもできれば、ICT化して確かにそういったところが少ない事務で収まると思ひ

ます。しかし、今現在まずは財政のこともございますし、しかし今の時代DXとかICTとか進んでおります。そういったことを踏まえながら、やっぱり将来的にはそういったことに進んでいかざるを得ないのかなという思いでございますので、他市町の状況を鑑みながら進めていきたいと思っております。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 先ほどの学校が終わって来たときもそうなのですが、帰るときも同じで、お迎えの時間がばらばらですので、今はもうスタッフの方が取りあえず送り出すところの近くのホワイトボードに手書きをしておいて、後で簿冊、今日の日誌のところに書き写すという作業をされてます。それがないだけでも子供のほうに目を向けられる時間も増えるので、検討していただきたいと思っております。

また、それと併せて、例えばスタッフの方たちはご自分のスマホなり携帯電話を使われてると思うんですけども、私がスタッフで行ったときには自分のスマホを常に持って、何かあったら連絡できるようにはしてたんですが、そのような場合に何か例えばスタッフに教育委員会からスマホなり何か連絡手段を貸与するというか、勤務してる時間中に。そういうものがあれば、けがして救急車もそうですけれども、グラウンドのすごい端っこのほうで遊ぶこともあるので、そこから教室まで来るとかということを考えると、教室に連絡するのもそうですけど、救急車なり、例えば不審者が入ってきましたという場合に、連絡手段が今トランシーバーみたいなものを一時的にちょっと使ってみたことがあるっていうのはコーディネーターから聞いたことがあるんですが、それが現在も続いているのかどうかちょっと分からないんですけども、そのように連絡手段を責任者の方ともう一人とか、各教室1台だけでもあってもいいのではないかと思います、そこはいかがでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 教育課長。

○教育課長（山本秀樹君） 確かに森議員おっしゃるとおり、そういったものがあれば一分一秒でも早く対処できる可能性があると思っております。

そういったこと、また教室等との担当とか担当者等々を含めながら、そういったものが活用できるかどうか検討していきたいと思っております。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 2点目の質問です。

コロナ禍より前には、放課後子ども教室3教室で合同で行うイベントやカレーを作って

食べるなどのイベントがありました。また、大学生が来て体を使う遊びを一緒にやること  
がありました。このようなイベントですとか、3教室合同で何かをやる、そのような計画  
があるか伺います。

○議長（信谷俊樹君） 教育課長。

○教育課長（山本秀樹君） 森議員の質問にお答えいたします。

放課後子ども教室におけますイベントの計画については、先ほどから申してますけど  
も、大崎教室だけで50名の児童・生徒がおります。先ほどから申しておりますとおり、  
スタッフも不足をしている状況ですので、安全確保の観点からも大規模な行事の計画は困  
難と考えております。

しかしながら、児童・生徒の安全を最優先に考えながら、3教室合同でできるイベント  
をスタッフ間で現在検討しているところです。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 以前の一般質問でも出したことがあるんですけども、子ども・  
子育て支援事業計画、福祉課のほうを担当になるんですが、これの中には放課後子ども教室  
各教室定員が35名と書かれていたんですけども、その事業計画が出た後に教育委員  
会のほうで大崎上島町放課後子ども教室実施要綱ということで要綱をつくってありまし  
て、令和3年3月31日付で定員を30名とすると記載されています。この要綱について  
は見直しをされたのか伺います。

○議長（信谷俊樹君） 福祉課長、どっちがやるん。

教育課長。

○教育課長（山本秀樹君） 森議員の質問にお答えいたします。

要綱が30名ということでございますので、そういった人数だけではなく、そういった  
要綱の内容を鑑みながら改正の方向で検討したいと思っております。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 今年度は、第3期子ども・子育て支援事業計画と第3次長期総合  
計画、また教育大綱もつくる年となっております、この辺りが福祉課と教育委員会で連  
携が取れていないとばらばらになってしまうと思いますので、子育て支援のところに放課  
後子ども教室の情報も入ってきたりします。

なので、町の町長部局と教育委員会部局で連携が必要かと思われませんが、放課後子ども

教室に関して、今後何か今までと変わったことがあるか、福祉課長に今まだ計画はこれからつくっていくところだとは思いますが、そのアンケートの結果などを踏まえて、以前の計画をつくったときに比べて共働き世帯が増えていたりですか、放課後子ども教室を利用したいという保護者の方の需要も変わってきていると思います。その点について、福祉課長のほうで何かあればお願いします。

○議長（信谷俊樹君） 福祉課長。

○福祉課長（川野義彦君） 森議員の質問にお答えいたします。

放課後児童対策パッケージの中にでも、子ども・子育て支援事業計画との連動性については記載があります。この令和7年から始まる第3期の計画においても、放課後子ども教室、また新たに福祉課において放課後等デイサービス、障害をお持ちの方の放課後の居場所づくりも併せて、この令和7年からの計画にも載せていこうと思ひまして、その辺については教育課からも子育て計画の策定委員会の委員にも選出をお願いしておりますので、教育課と連携を図りながら行ってまいりたいと思います。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 先ほどの放課後児童対策パッケージのほうに、放課後児童対策の推進体制についてというところで総合教育会議の活用による総合的な放課後児童対策の検討というところがあります。

次の3問目の質問にも絡んではくるんですけども、教育長が4月1日から任期ということで、その後、総合教育会議は開催されていないと思います。ホームページのほうにも、今後の予定というところで総合教育会議の日程が入ってなかったんですけども、町長のお考えとしては総合教育会議はいつ頃に開かれる予定でしょうか。

○議長（信谷俊樹君） ちょっと待って。どっちが答えるん、町長が答えるん。

教育長。

○教育長（佐々木智彦君） 後ほどの質問の中にもあったんですけど、小学校の今後の在り方についての何か検討をというような、後の通告があったと思うので、その中でもお知らせしますが、夏には1回目を、そのことも含めて実施したいと思っております。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 総合教育会議では、先ほどの小学校や幼稚園の今後の在り方もそうですし、今の子ども・子育て支援事業計画ですとか教育大綱など検討事項がたくさんあると思いますので、夏ぐらいまでにはということですので、なるべく早めに開催していた

できればいいのではないかと思います。

2つ目の質問については以上です。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 3点目の質問に移ります。

教育行政におけるE B P Mの取組について。

客観的な根拠を重視した教育政策の推進、E B P M、エビデンス・ベースト・ポリシー・メイキングについて、次のことを伺います。

（1）大崎上島町教育委員会におけるE B P Mの現状と今後の方針について、教育長のお考えを伺います。これについては、1問目の質問にも重なってくるんですけども、現状の課題ですとか評価などができてない状態でE B P Mはなかなか難しいのかなとは思ってますけれども、教育長のお考えを伺います。

○議長（信谷俊樹君） 教育長。

○教育長（佐々木智彦君） このことについては、通告で私のほうに答弁をとということでしたので、私のほうで答えさせていただきます。

森議員の質問にご答弁いたします。

本町教育委員会におけるE B P Mの現状につきましては、その趣旨等については理解しておりますが、町、委員会全体においてシステム化には至っておりません。

今後の方針ですけれども、文部科学省においても教育行政におけるE B P Mが推進されております。今後ですが、他団体の状況や先進的な取組に関する情報などを収集しまして、本町教育の質の向上に向け、教育施策立案におけるE B P Mの推進に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） （2）に移ります。

少子化に伴う教育の在り方、小学校や幼児教育の在り方についての検討について、大崎上島町小学校規模適正化検討委員会——（仮称）ですけれども——の設置など、今後の予定を伺います。これについては、委員会でも話は出てるんですけども、昨年度の計画では1年ぐらいの間に方針を示すということにはなっていたんですが、ちょっと1年の間に方針を示すということが可能なのかどうかというスケジュール的なものも含めて、このような検討委員会のようなものをいつ頃立ち上げのご予定かも含めてお伺いします。

○議長（信谷俊樹君） 教育課長。

○教育長（佐々木智彦君） 森議員の質問にお答えいたします。

少子化に伴う教育の在り方について、令和5年、昨年ですけれども、令和5年10月以降、教育委員会の定例会及び総合教育会議におきまして協議検討を重ねてまいりました。

ご質問の今後の予定といたしましては、先ほど教育長が答弁いたしました但、この夏をめぐりに総合教育会議を開催いたしまして、その内容等を受けて、仮称でございますが大崎上島町小学校規模適正化検討委員会を設置して、その中で審議、検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 先日の委員会の中でも、今年度末ぐらいには方向性を示したほうがいいんじゃないかという議員の意見もあったんですが、夏の総合教育会議の後に検討委員会——仮称ですが——それを設置して検討していくとなると、今年度中に方向性を示すというのは難しいのではないかと思います但、教育長のお考えはいかがでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 教育長。

○教育長（佐々木智彦君） 前々回の常任委員会でもお示しましたように、この1年間といってももう正味9か月ぐらいになりますんで、それで今後の小学校の在り方を、方向を決めていくというのは、やや拙速じゃないかと思っております。

それと、教育委員会会議を4月、5月と開きましたけれども、委員のほうから昨年度末の検討の状況をお聞きしますとちょっと曖昧で、皆さんの中に明確に年度末までに方向を示すとか検討委員会を立ち上げるとかどうなんだろうとお聞きしましたところ、曖昧な答えが返ってくるんです。いわゆる教育委員のほうから、そうです、あるいは検討委員会を立ち上げましょうという声はなかなか聞けなかったんです。

それらを考えますと、曖昧な中で、昨年度末に検討委員会を立ち上げるとか方向性を決めるとかというようなものが話には出ていたというのは予想がつきます。その中で、検討委員会をすぐ立ち上げるとかというのはやや拙速感を感じますので、総合教育会議の中で設置者としての町長さん、我々教育委員会が一緒になって、一体になって、そうするんならそうするという方向性をきちっと決めて検討委員会を立ち上げる、その方向性は検討委員会の中でしっかり協議していただいて答申をいただくというような方向で考えていきたいと考えております。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 小学校の規模適正化ということで、人数だけを見ますと、本町で小学校が3校ありまして、これから少子化ということで人数がどんどん減っていくわけですが、じゃあ人数が減ったから3校を1校にすればいいという単純なものでもないとは思いますが。また、昨今の教育の在り方ということで、個別最適ですとか、今までとは違う教育の方法も見受けられます。

そこで、例えば3校を1校にするという案もあると思いますし、3校をそのまま維持するという案もあるかもしれません。また、1校は現在行っているのは教育方針で、現在行っているといっても3校それぞれの特色はあると思うんですけども、っていうのもありますし、小中一貫の義務教育学校という選択肢も出てくるのではないかと思います。

また、学びの多様化学校、以前は不登校特例校という名前だったんですが、学びの多様化学校ですとか、福山市にあります常石ともに学園のようなイエナプランを採用している公立の学校もあります。

この福山常石ともに学園は私も視察に行かせていただいたんですけども、本町の少人数、例えば木江小学校ですとか少人数の複式の学校もあります。複式や少人数のクラスについてもマイナスの意見が議員のほうから出たりもするんですけども、先ほどの決算認定の主要施策の説明の中で小学校から上がってきた文面を見ますと、例えば木江小学校であれば複式授業、少人数教育を充実させるということがありました。また、学力に関しても少人数だから目が届くというところもあるでしょうし、個別最適というところでいえば、1人ずつ進捗状況を見ながら教育をできるというメリットもあるとは思いますが。

いろんなメリット・デメリット、大人数のほうで切磋琢磨して競争することがいいということもあるでしょうし、いろんな面があるとは思いますが、この常石ともに学園に関して、イエナプランを例えばこの町に取り入れることに関して、教育長、何かお考えがあればお願いします。

○議長（信谷俊樹君） 教育長。

○教育長（佐々木智彦君） イエナプランをそのまま取り入れるというのは、なかなか研究が要ることで、というのがオランダで始まったこのプランなんですけど、学年の枠を取り払ってというような教育です。今行われているのは、どちらかというと自由進度学習というのが進められていまして、その点の視野は持っています。自由進度学習については検討の余地が十分あるんじゃないかということです。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 例えば、現在の小学校3校でいいますと、大崎小学校が先ほどの放課後子ども教室でもそうなんです、ニーズが一番多いというところで、木江小学校が一番少ないんです。町内においては学区が定められておりますので、例えばお子さんによっては少人数でちょっとのんびりした雰囲気でも1人ずつ見てもらえるようなところがいいという方でも、お住まいの地域によってそれがかなわないというところもあります。

ちょっと法的なものが私の中で分からないんですけども、その学区に関して今特別な理由があれば、教育長の許可があれば学外でも許可するということにはなってるんですが、その線引きがちょっと曖昧かなというところもありまして、例えば希望があれば少人数のところがいいっていうところで、住んでるのが大崎だけでも木江小学校に通いたい、そういうような学区自体をなくすことがまずできるのかどうかというところと、それをなくさないにしてもそういうことができますよ、可能ですよっていうところを積極的に保護者の方に周知するっていうことがどうなのかなと思うんですが、このようなことをする意味としては、今後の学校の在り方の検討をするに当たって、今までであれば住んでいる場所で自動的に通う学校が決まっていたところを、保護者の方もしくは子供の特性によって選べるということになれば、どの学校が、実は木江小学校が今人数少ないけれども、教育方針としてはそういう学校を求めている子供が多くなったということも考えられますし、今後の学校の在り方を検討するに当たっても参考にできるのではないかなと思うんですが、そのようなことについては、教育長、いかがでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 教育長。

○教育長（佐々木智彦君） 特例区をつくることは可能です。そこらも含めて、検討委員会、あるいは総合教育会議の中でしっかり協議して、そういう選択肢があるんだということ、今幾らか教えていただいたものについても検討してまいりたいと思います。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） （3）番にいきます。

大崎上島中学校に設置されて2年目となるスペシャルサポートルーム、SSRの現状と課題について、また小学校への設置の検討についてお考えを伺います。

○議長（信谷俊樹君） 誰に聞くの。

教育課長。

○教育課長（山本秀樹君） 森議員の質問にお答えします。

中学校のスペシャルサポートルームの現状についてですけれども、不登校等の児童・生徒支援コーディネーターを中心にアセスメント評価を行いまして、支援計画や短期目標について生徒、保護者と共有してございまして、指導の仕方を明確にし、組織的に取り組んでおります。

また、週1回は校内支援会議を開くとともに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとも連携をしながら取組を進めております。

次に、小学校への設置についてですけれども、現在、児童の不登校児数を鑑みまして、小学校への設置は必要ないものと考えておりますが、月1回支援コーディネーターが各小学校を訪問して、不登校児の現状、支援の在り方について連携を図っております。

また、今年度につきましては、合同研修会または連絡会を開催することといたしております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） S S R に関しては、不登校がメインではあるとは思いますが、不登校傾向ですとか特別な支援が必要な児童・生徒への支援ということで、学校には行けているけれども、ちょっと授業中にしんどくなるお子さんもいらっしゃると思います。また、発達特性によっていろんな面が苦しいというお子さんもいると思います。そのような、不登校ではないけれども、逃げ場所と言っていいのか分かんないんですけれども、教室ではない別の場所が必要なお子さんは小学校にもいるのではないかと思います。

先ほどの常石とともに学園を視察した際には、図書室で休んでいるとか、図書室にいるお子さんもいて、そのお子さんが床に寝っ転がって本を読んでいたとか、ソファがあつたりして家でくつろいでいるようなリラックスした状態で自分の時間を過ごすというのを目の当たりにしました。

また、先ほどのともに学園に関しては、勉強する場所も廊下の机でやったりですとか自由なところで勉強できるということもありました。また、そのリラックスできるような雰囲気づくりというところで、中学校のスペシャルサポートルームについてということで、ホームページに出ているこの写真を見たんですけれども、花柄のテーブルクロスがかかってあって、ただの無機質な机だけではないというところがあつたりですとか、パーティションで区切って個別のスペースで勉強できるようになってるとは書いてあるんですけれども、例えば何かソファみたいなものを置いてるところもあると思うんですが、前任の海

田町でSSR推進校に認定されている学校が小学校、中学校であったと思うんですけども、どのようにされてたか、ちょっと教えていただけますか。

○議長（信谷俊樹君） 教育長。

○教育長（佐々木智彦君） 前任のところが海田なんでお聞きになつとるんじゃないと思うんですけど、私の口からなかなかここで言うのは適切とは思えませんので、ホームページとかいろんなとこへ出とると思いますので、それをご覧いただければと思いますけど、今小学校が不登校といわれる子供が全町で2人なんです。そして、幸いというか皆さんのご尽力のおかげで教育指導員とか学習支援教員が実は学校規模を超えるぐらいつけていただいとるということは、その人たちをしっかりと活用して、小学校においてはまずは不登校児童を生まないところに傾注していくべきだと思うんです、小学校においては。これがもっとも増えてというようになかったら、やはり言いますけどSSRの中にもやっぱり運営の仕方によってはデメリットが出る部分がありまして、本当に学校が一体になってやらなきゃいけないという点からいうたら、やっぱりそれだけのエネルギーも使うところがあるんです。

だから、やっぱり現状を踏まえてやったほうがいいですし今大崎上島中にもついていますので、そこらもしっかり環境を含めてやっていきたいと思っています。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 4番目の質問に移ります。

近年の学力テストの結果を踏まえた学力向上のための取組について、どのようなことがあるか伺います。

○議長（信谷俊樹君） 教育課長。

○教育課長（山本秀樹君） 森議員の質問にお答えいたします。

学力テストの結果につきましては、ここ数年高い水準を維持しております。しかしながら、校種及び教科においてはばらつきがあり、より安定した学力向上を図っているところでございます。

学力向上の取組については、各校で結果を分析し、課題を洗い出し、対策を講じております。また、幼少中連携教育部会の学力向上部会、町内教務主任会において各校の課題をつまびらかにし、課題の克服を図っているところです。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 令和5年の全国学力・学習調査の中学校は、国語が県の平均よりプラス2、数学が県よりプラス2、英語が県よりマイナス6ということで出ておりました、この学力だけで一概には言えないところもあるとは思いますが、英語がマイナス6となっているところについて何らかの分析なり検討はされたでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 教育長。

○教育長（佐々木智彦君） 学校のほうでしとると思いますけども、しとると思いますというか、昨年のものでちょっとあれですけども、全体的にやはり学習の在り方自体がこれまでと違っているんだというのがなかなか周知できてなかったんじゃないかと思います。それと、話すことについての調査が多分相当、全県、全国含めて悪いんです。もう一度、やっぱり授業の在り方というものをこれまでと違うんだというのをしっかりやっていくことだと思います。それに尽きるんじゃないでしょうか。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） 本町ではALTを採用してまして、小学校や中学校で英語の助手ということにはなるんですけども、保護者からの意見で、せっかくネイティブの先生がいるのに話したり聞いたりするっていうことが少ないんじゃないかっていうご意見をいただいたことがあります。

また、ALTの先生たちにちょっと意見を聞いてみたんですけども、やはり聞く、話す機会がもっとつくれたらいいっていうところと、あと例えばイングリッシュデーとしてイベントのようなもので英語を使ってゲームをやったりとか、そのように楽しめる。英語は、多分英語の勉強は中学で本格的に始まって、もう拒絶反応を示してしまうように英語がもう駄目だとか嫌いだってなる前に、小学校の段階で英語が楽しいなと思えるような環境づくりっていうのは必要だと思います。

先ほどのALTからの提案では、英語クラブを小学校につくってもいいんじゃないかですとか、英語で映画を見ること、そのような機会があってもいいんじゃないかっていうお話がありました。また、グローバルキャンプっていうことで、夏に小学校4年生だったと思うんですけども、グローバルキャンプは今年開催がどのようになるかは把握されてますでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 教育課長。

○教育課長（山本秀樹君） 森議員の質問にお答えいたします。

大変申し訳ございません、把握はしておりません。

○議長（信谷俊樹君） 森議員。

○8番（森 ルイ君） A L Tの任期が7月末だと思うんですけども、8月にもう島を出てしまうA L Tの方もいらっしゃいます。そうすると、次の方が来るまでの間が空白となって人数が少ない時期が出てきたりもするので、このグローバルキャンプをもし今年開催するのであれば7月中に開催したほうがいいんじゃないかっていう話もありました。また、もしくは春休みにやるというのもいいのではないかとということでありました。

例えば、その学年によって、A L Tも任期などがありますので、この学年はA L Tが2人しかいなかった、この学年はA L Tが4人いたときにこのグローバルキャンプができたというふうになると不公平感があるんじゃないかっていう意見もあったので、ちょっとコロナ禍で恐らく中止していたのではないかとはい思うんですけども、この辺りもちょっと調べていただいて、小学校と連携を取って、またA L Tと運営会議などで話をする機会もあると思いますので、今後の英語教育についても話を聞いていただけたらいいのではないかと思います。

私の質問は以上です。

○議長（信谷俊樹君） これで森 ルイ議員の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

12日も9時から開会いたしますので、よろしく願いいたします。

ご苦労さまでした。

午後2時13分 散会